

民生教育委員会会議録

招 集

令和元年9月25日(水) 午前10時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 安 田 篤 (副委員長) 安 達 卓 是
岡 村 英 治 奥 岩 浩 基 土 光 均 三 嶋 秀 文
矢田貝 香 織 渡 辺 穰 爾

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長

[生活年金課] 的早課長

[保険課] 佐小田課長

[市民税課] 安田課長

[固定資産税課] 宮松課長

[収税課] 影岡課長

[環境政策課] 福田次長兼環境政策課長 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐
大峰環境保全担当課長補佐 畠中担当課長補佐
口田環境保全担当係長

[クリーン推進課] 田子課長 池口廃棄物対策担当課長補佐

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼福祉政策課長 中本課長補佐兼地域福祉推進室長
宇山企画担当課長補佐 井原企画担当係長

[福祉課] 橋尾課長 仲原主査兼保護第一担当課長補佐

河野保護第三担当課長補佐

[障がい者支援課] 仲田課長 福田計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護給付担当課長補佐

堀口介護保険料担当課長補佐

[健康対策課] 清水課長

【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長

[子育て支援課] 池口課長 茅野課長補佐兼児童青少年担当課長補佐

吉岡子育て政策担当係長 赤井子育て政策担当係長

【教育委員会】松下局長兼教育総務課長

[教育総務課] 後藤教育企画室長 木村学校管理担当課長補佐 生田教育企画室担当係長
山花学校管理担当係長

[学校教育課] 西村課長 松本課長補佐兼学務担当課長補佐

仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐 乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐
〔生涯学習課〕木下課長 菅原図書館長 安田課長補佐兼生涯学習担当課長補佐
〔学校給食課〕山中課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

【文化観光局】

〔スポーツ振興課〕深田課長
〔文化振興課〕下高課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

傍聴者

石橋議員 稲田議員 伊藤議員 今城議員 岩崎議員 遠藤議員 岡田議員
尾沢議員 門脇議員 田村議員 戸田議員 西川議員 又野議員
報道関係者2人 一般3人

審査事件及び結果

- 議案第71号 米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について [原案可決]
- 議案第72号 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第73号 米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]
- 議案第74号 米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例
の制定について [原案可決]
- 陳情第49号 米子市立小中学校に働く学校図書館司書の待遇改善を求める陳情
[不採択]
- 陳情第50号 市民の声を聞くことに関連して、産業廃棄物最終処分場計画地の市有
地提供について、米子市の責任を果たすよう求める陳情 [不採択]
- 陳情第51号 「米子」、「大山」、「淀江」ブランドに関連して、産業廃棄物最終処分
場計画地の市有地提供について、米子市の責任を果たすよう求める陳
情 [不採択]
- 陳情第52号 次世代の人々に関連して、産業廃棄物最終処分場計画地の市有地提供
について、米子市の責任を果たすよう求める陳情 [不採択]

報告案件

- ・平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価の報告について
〔教育委員会〕
- ・第10回中海会議の「中海の水質及び流動会議」及び「中海・覆砂ワーキンググル
ープ」について〔市民生活部〕

協議案件

- ・委員派遣（行政視察）について

~~~~~

## 午前9時58分 開会

○安田委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託された議案4件、陳情4件について審査をいたします。

初めに、陳情第49号、米子市立小中学校に働く学校図書館司書の待遇改善を求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出者の深田卓也さんに御出席をいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますが、説明はわかりやすく簡潔にお願いをいたします。

それでは、深田様、よろしく申し上げます。

○深田参考人 おはようございます。今回、米子市立小中学校に働く学校図書館司書の待遇改善を求める陳情を出しました深田卓也です。米子白鳳高校で数学の教員をしております。

まず最初に、なぜこの陳情を出そうかと思ったかのきっかけを話をします。

中学校で学校司書をされている方から手紙をもらいました。それを紹介します。

私たち34名の米子市学校司書は、現在、週28時間勤務、雇用保険と労災保険のみ適用されています。子どもたちが夏休みの期間は私たちの雇用がなく、4月1日から1学期末までと2学期始業式から3月31日までと、雇用期間も分けた辞令を年に2回もらう働き方をしています。報酬面では、月額10万9000円、通勤費相当額と期末手当1.6月分が支給されます。私たちは図書職員という職名で平成9年に配置が始まり、平成29年4月からは学校司書と職名が変わって開始から通算で22年がたちました。しかし、その間に昇給は1度しかなく、報酬は月額10万9000円で20年近く据え置かれてきました。平成20年の募集から司書資格が図書館での勤務年数3年以上という条件がつくようになったにもかかわらず、いつの間にか米子市非常勤職員である学校主事、なかよし学級指導員、児童厚生員、公民館職員、市役所事務補助職員などの職種の報酬額より大きく下回る状況になってきました。学校司書の報酬を時給に直すと、およそ900円です。

この22年間となりますが、その間に私たちもいろいろな働きかけをしてきました。働く上での困り事や要望のアンケートをとっては何度も代表者が米子市教育委員会の教育総務課へ結果報告と改善のお願いに出かけましたが、通年雇用と報酬の見直しは今日まで実現されていません。22年間の間には学校図書館の仕事内容が多岐にわたるようになりました。スタート時には、本が置いてある部屋という定義の図書室をあげ、本を読む環境を整えて蔵書をデータベース化し、適切に図書費を執行して利用者に供することが仕事でした。現在の学校図書館は、読書センターのほかに、積極的に授業の支援にかかわる学習センター、情報センターであることが求められています。学校の一室であった図書室は、児童生徒、職員の学びを支援する働きを兼ね備えた学校図書館として活用されています。また、さまざまな個性や事情を持つ子らの心の居場所としても期待されているのです。学校司書の仕事はとても週28時間におさまる内容ではありません。22年間、仕事内容だけでなく、私たちの生活を取り巻く生活の状況も変わってきました。消費税は5%から8%、

そして10%にはね上がります。生活費だけではなく子どもの学費が必要な学校司書もいます。自立して生活することを望む学校司書は自分の生活を守るのさえ危うい状況です。誠実に仕事をしても労働への対価が余りにも軽く、一向に報酬が上がる気配もなければ、学校司書の仕事にやりがいを感じていてもやむを得ず転職する人が出てくるのも当然です。

毎年のように学校司書が何人もやめていくようになったのは平成28年ごろからです。平成28年には、短時間労働者に対する厚生年金保険、健康保険の適用拡大が実施された年です。平成28年の雇用期間が切れる夏休み直前に突然実施された教育総務課のアンケートに答えたり、厚生年金保険、健康保険の説明会が開かれたりと、社会保険の加入を前提とした米子市側のいろいろな準備が始まりました。ところが、平成28年、2学期が始まり再度辞令が出た直後の8月30日に市教委の教育総務課から、国の法律の解釈が変わって1カ月間雇用が切れて年2回辞令が出る図書職員は対象になりません、これまでどおりの働き方になりますと青天のへきれきのような発表がありました。この適用拡大を契機として、通年雇用、雇用条件改正も期待していた私たちは本当にがっかりしました。この28年度末から学校図書館から経験を積んだ学校司書たちが雇用条件が一向に改善されないことに失望して次々と去っていき、悪過ぎる雇用条件が理由で市教委が欠員補充の募集を繰り返しても応募する人さえいないという最悪の事態を招くことになりました。

この20年間の間に米子市では、学校司書がいる図書館が当たり前になっています。学校に司書教諭はいますが、図書館の実務にふなれな司書教諭が多く、また、担任と兼務している場合が多いため図書館に手が回らないのが実情です。ついにやむなく市教委は、資格不問で学校司書を雇うことを始めました。学校に図書館職員が配置されて20年目の残念過ぎる結果です。現在、学校図書館には熱気がありません。司書資格を有する者または図書館で働いたことのある者という募集条件で採用された無資格、無経験の7人が代替司書として採用されることになり、彼らを採用した教育総務課は、新任者のたび重なる手厚過ぎるフォローや基本的な仕事の指導を私たち学校司書を一任しました。無資格、無経験の新任者の中には、司書の有資格者や研さんを積んだ経験豊富な学校司書と同じ報酬額をもらっている人がいます。たった数カ月の勤務を経た後、試験を受け、代替司書から学校司書になった方の中には、残念ながら司書として学んでいく熱意の感じる方が少ない方もおられます。しかし、本来司書は議員さん方と同じく、いろいろなことに興味を持って勉強することが必要です。アンテナを高く掲げなければ、児童生徒、先生方によりよい支援を続けることはできません。そして司書としての学びにも思慮や研さんが必要で、出張と認められない市外の研究会や講習や講座を自費で行っている状態です。

8月28日付で市教委の教育総務課から米子市会計年度任用職員の制度設計の概要について、学校と学校司書宛てに文書が配付されました。報酬が上がることに喜びましたが、報酬額が健康保険と厚生年金自己負担分プラスアルファがふえただけでは米子市の学校司書の資質の向上には結びつかないと思います。学校司書がパートタイム会計年度任用職員の、せめて短大卒程度の資格免許を有する職及びそれに準ずる職務の職に入らなければ、離職者は右肩上がりでふえていくでしょう。せめて資格、経験を報酬に上乘せしてほしいという学校司書の願いは制度設計に取り入れてほしいと思います。そうすることによって、有資格者、経験者が市外の学校司書に転出したり、異業種に転職するのに歯どめがかかるのではないかと思います。どこの学校にいても図書館に行けば基本的な支援が受けられる

環境、通学する学校の学校司書の能力の違いで授業を学ぶことに差が出るようなことがないように、子どもたちの教育の機会均等は必ず保障されなければなりません。鳥取県には全国レベルで高い評価を受けた鳥取県立図書館、米子市立図書館があります。米子市の学校図書館には全国から視察に見える学校間相互貸借や学校司書たちが自主制作した図書館システムの共通理解するお助け手帳があります。何より子どもたちや学校のために誠意を持って働く学校司書がいます。まずは子どもたちに一番身近な学校図書館という土台をしっかりと育んでいかなければなりません。そしていよいよアクティブラーニングが始まる来年度、小学校の教科書が変わります。道徳の教科化、英語科の開始、プログラミングの実践などの新教科の導入に加えて、既存の教科でも調べ学習をする単元が随分ふえていると聞いています。マスコミでも学校現場でも図書館教育が取り上げられたり注目されていることに、米子市がなぜ学校図書館のかねめである学校司書に関して、見ざる、聞かざる、関心なしの態度をとるのか、理解に苦しみます。学校司書の仕事はこれからますます質も量も向上を求められ続けるでしょう。そこには技能と意欲のある司書が必要になるにもかかわらずです。今後とも米子市の未来にかかわる学校教育、学校図書館、そこで働く学校司書にお力をかしてください。どうぞよろしくお願いします。手紙にはこうありました。

米子市の学校司書の働き方、待遇を聞き、正直びっくりしました。後日、私はその方に会ったときに、私が言った言葉はこうです。米子市民として、こんな働き方をさせてしまってごめんなさいでした。それが今回この陳情を出そうと思ったきっかけです。

私は現在高校で図書館担当をしています。県立高校には図書館司書は正規の専門的知識を持った人が採用されています。それこそ全国から人が集まってきます。鳥取県教育委員会が出した冊子「つながる・ひろげる・そだてる学校図書館～学校図書館活用ハンドブック～」、この本なんですけど、学校図書館の役割が書かれています。学ぶための学校図書館、心を育てるための学校図書館、心の居場所とあります。この冊子には、司書教諭の役割として、学校図書館の専門的職務を担当する、学校図書館活動の推進リーダーとなる、図書館教育のコーディネーターををするとして、週5時間以上の活動時間があります。また、学校司書の役割としては、学校図書館の管理運営に関する職務と児童生徒に対する職務に携わる教職員の一人として学校図書館の機能向上に向けて専門的役割を担うとあります。つまり教員である司書教諭と学校司書は役割が違うんです。どちらがおればいいというものではありません。両方が必要なんです。両方がその役割に従って学校図書館を動かしているんです。

昔の図書館と違って今の学校図書館は何でもします。正規の司書、フルタイムの司書がいるからこそ、年度を越え複数年をにらんだ企画ができます。白鳳高校の図書館でもクリスマスや七夕にはコンサートをします。飾りつけもします。生徒である図書委員が企画をします。生徒や教職員が出演します。図書委員が司会をします。図書館では、メダカを飼ったり植物もあります。これも図書委員が担当します。学校図書館は今や魔法のスペースです。これもフルタイムの正規の司書がいるからできるのです。校種に違いはあれど、学校司書の役割に変わりはありません。県立高校のように米子市学校司書も同じ役割や仕事を担っています。しかし、残念ながらその待遇には雲泥の差があります。学校図書館を子どもたちにとって魔法のスペースにするためには何が必要なのでしょうか。箱ではありません。そこに働く人だと思います。

私は、今回、一市民として、そして高校の図書館の仕事をする者として、米子市の学校図書館の将来を考えて陳情しました。議員の皆様には、この米子市の学校司書の悲痛な声に耳を傾けてください。少しでも学校図書館がよくなるように考えていただきたいと思います。何をどうするか具体的なことは私にはわかりませんが、まず調査してください。研究してください。そこから考えてください。ぜひ趣旨採択でも構いませんので、よろしくをお願いします。以上です。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に、賛同議員から説明を求めます。

石橋議員。

**○石橋議員** 最初に、私は、20歳から37歳まで高校の学校司書でした。そのころは臨時職員で、今、小・中学校の司書が置かれてるような働き方でしたが、夏休みはちゃんと雇用されていて、夏休み中にいろんなことをやりました。まずそれを背景に話します。

司書の仕事の内容については、たっぷり今、陳情者が述べられました。今度、米子市では新年度から始まる会計年度任用職員の短時間のほうの職員として学校司書が検討されているというふうに聞いています。そしてその夏休みの扱いについてはまだ検討中ということで、結論が出てないということです。しかし、一月収入がないというのは大変なことです。8月に雇用が切れても一カ月間ですから当然拘束されてますので、別に仕事をすることもできません。結局は11カ月分の収入で12カ月を暮らせということになります。本当にひどいことだと思いますし、先ほど深田さんが述べられたように、社会保険に入ることの妨げにもその一月の雇用切れが入っているということです。ぜひそのところは改善していただきたいと思います。

そしてこの本当に劣悪の条件の中で、小中合わせて36校に各1名ずつの配置だそうですけど、その36校のうち25校の司書が10年以上勤務をされています。そして6人は20年を超えて勤務をしておられます。やっぱりこの司書たちの仕事に対する熱い思いに応えるべきだと思います。学校司書の仕事は、もうさっき述べられましたけど、例えば本を買ってそれを分類っていう、どこに置くのかという体系をつけて配架するという作業一つとっても本当に結構大変なんです。図書館の体系は何年かを見据えて同じ体系できちんとしとかなないと本が探せないんですけど、学問は多岐にわたった内容だったり、本の内容も必ずしもここのところへすとはまるというものじゃないので、それをどこに入れたらこの学校の図書館に一番いいぐあいになるのかという辺を考えながら、先生方とも相談しながら分類を行っています。

この職務の内容はさっきたくさん述べられました。夏休みというのは、日ごろできないたっぷりした取り組みができると、クリスマスのお話をされましたけど、夏休みも時間をかけた読書会などをします。小さい生徒さんでしたら、ストーリーテリングとか語り、読み聞かせとか、そういう大事な仕事もできます。小学生というのは本当に本にどっぴりつかって我を忘れるような読み方ができる本当にいい時期なんですけど、そういう本との出

会いをつくるのが司書の仕事、図書館に幾ら本があっても資料があっても、活用できるか否か、それはちゃんと経験があってよく本のことを熟知している司書がいるかないかにかかっています。ぜひこの会計年度任用職員に当たっては、この待遇が改善されていくように検討していただきたい。しかし、本来は図書館の仕事は長期にわたって計画し、積み重ねる仕事です。正規の職員でなければならないというふうに思っています。それはそういう方向でお願いしておくとして、この切りかえの時期にぜひ待遇が改善するようにこの陳情を採択して米子市の司書に伝えていただくようお願いいたします。

**○安田委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑はございますか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 賛同議員にはないんですけど、10年ぐらい前の、僕らはもう議員してましたけど、そのころ司書さんというのは8年か10年雇用で、要するにそういった賃金の面でなくて、雇用を延ばしてほしいという話を何回か聞きに行ったり話をしたという私は記憶があるんです。まずそこですよ。

それと、劣悪という書かれ方で、聞いてみたら900円ですか、時給は。もともと多分募集に対して一月あけるといのは公表されて、入ってから気づくという問題ではないと思うんですけど、先ほど司書の方の手紙というのを読まれたんですけど、それを聞かれましたよね。どういう感じを持たれてるのか教育長か副市長に聞きたいんですけど。

**○安田委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** 我々としては、その職務内容にふさわしい月額の賃金をお払いしているというふうな認識でおりますので、訴えられているような部分もそれは若干は当たってるところもあるのかもしれませんが、トータル的に見れば今の支払っている額は妥当じゃないかなという感想を持ったところです。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** ということは、こないだ総務の委員会でやりましたが、任用委員の件っていうのは人事云々が介入するものじゃなくて、教育委員会がその司書の方とのお話をみたいなことを総務では言ったような気がするんですけど、教育委員会としては、今回の件については妥当な雇用条件で、ここに書いてある劣悪という意味はわかんないんですけども、何が劣悪なのか、劣悪って大変なことですよ、言葉的には。なら、どういう考えを持って今後はやっていかれるつもりなんですか。

**○安田委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** 私もこの劣悪という言葉を見て、それをちょっと我々としては心外だなという気持ちは持ちました。ただ、今後図書館に求められる役割というのが拡大していることは、これは事実でございますし、我々もそういったところは期待しているところですので、今後、この制度をつくっておられる部局と我々が連携をとりながら、全体的な庁内のいろんな役職とのバランスもあると思いますので、そういったところは話はしていきたいというふうには思っております。

**○安田委員長** いいですか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 受験資格のところなんですけれども、司書または司書補の資格というところ

ろが付されたところのあたりから学校に勤めていらっしゃった先生方の離職がふえたというふうな説明だったかなと思うんですけど、そのあたりの現実そうであるのか。ことしも途中で求人をされたりとか、その離職ということはその辺に背景があると認識されているのかなというあたりを聞きたいと思いますし、また7人の方につきましては、急を要する募集だったので経験というあたりで採用されたということですけども、それ以外の方については全て有資格であるのかというところを確認させていただけますか。

○安田委員長 松下教育委員会事務局長。

○松下教育委員会事務局長 まず退職者についてですけれども、ちょっと具体的な数字、今持っておりますけど、28年度が2名の退職者で、29年度はこの年は5名の退職者で、平成30年度は2名の退職者があったという数字を持っております。

それと、資格に関してでございますけれども、委員おっしゃいますように、経験を有すれば受験資格があるというようなことに変更してきたことも、そういった経過はあるんですけども、やはり人材の確保というところもあったところは事実でございます。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 その臨時の臨時で求人をされた7名以外のもともとの方の有資格状況というのは、全て司書または司書補の資格があると。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 済みません、今、司書資格を有する学校司書が、現在20名が資格を持っております。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 あと3名は資格がなくて継続して働いていらっしゃるということですね。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 ちょっと整理をいたしますと、今34校小・中学校ございまして34名なんですけれども、そのうち20名が資格を持っているという整理になります。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 わかりました。ありがとうございます。

賛同議員の中にあっただうかわかりませんが、このタイトルでは待遇改善というところになっておりますし、中では、趣旨とか理由につきましては、現実のところをしっかりと見て必要ならばということなんですけど、この司書さん、現場で働いておられる全ての司書さんの思いであるというふうな陳情なんでしょうか、またそれに対する賛同なんでしょうか、そのあたりをちょっと伺ってよろしいですか。

○安田委員長 石橋議員。

○石橋議員 手紙を下された方がどれだけの人と一緒にそれをまとめられたかというのは私にはわかりませんが、でも何度も長い何年かの間に働きかけやお願いをしてきたというふうに言われてますので、それがずっと積み上がってきたものだというふうに思います。

○安田委員長 いいですか。

○矢田貝委員 はい。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 今34校中20名が有資格ということは、あと残りの14名が資格を持っておられない方が従事されてるということで、私は、やっぱり今、図書館司書とかそういう

ふうな役割を考えた場合に本当にそれでいいのかというふうに思いますけども、教育長はどういうふうに思いますか。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 資格があるというのは望ましいことだと思いますけど、先ほど事務局長のほうで申し上げましたけれども、その実際実務経験があるという部分が資格条件といえますか、応募条件になっておりますし、それから研修等も毎年7回ぐらいだったでしょうか、繰り返してしますので、それに準じるものを持っていらっしゃる。ですから、そういった職責は果たしていただいているのではないかとこのように私は思っております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 私は、やっぱり基礎的なそういったところをしっかりと学んで従事されてる方と、そこら辺がちょっと違うんじゃないかなというふうには思います。そういった点で、やっぱり資格要件とかそういうものを緩めてでも募集しなきゃ集まらない、それだけやっぱり雇用条件というのが劣悪だというふうに私は感じておりますけども、34校中、欠員というのはいないですね。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 現在欠員はございません。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 ぜひ、これからいろいろ雇用条件というものを、公務員の状況というのも改善していくという動きの中で、学校図書館司書の改善を図っていただきたいと私は思います。以上です。

○安田委員長 ほかに。

安達委員。

○安達委員 渡辺委員も聞かれたところと重ねるかもしれませんが、私なりに質問してみたいと思うんですが、提出者のほうから言われた中で、ずっとこの間、待遇面も変わっていない、長きにわたってという言葉があったように思うんですが、そのときそのときに担当部局に、いわゆるこのように改善してほしいとかこうあってほしいというようなことがそれぞれの時期時期にあったと思うんですが、それに対する対応は当局はどうしておられたんですか、ずっとこのままの状態でおられたんですか、そのそれぞれのケースがあったと思うんですが、長きにわたってという中ではどうだったか、聞かせてください。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 委員がおっしゃられますとおり、いろいろと要望ですとか、そういった見直しの機会というのは過去にもございまして、その都度、教育委員会の内部ではさまざまな観点から検討はしてきております。ただし、その中でいろいろ検討する中で、現在の状況を維持するという形で今日に至っているということでございます。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 いろんなところがあったと思うんですが、自分も、この陳情書が出たからじゃなくて、学校に行ったり司書の人と意見交換する時があったんですが、賃金面、いわゆる月額ですよ、これが低いという言われもあったと思うんですよ。それと、任期が1年ごとに変わっていくんですが、一番最近あったのは、募集をかけて何人か応募があった、でも3月末になって突然私、4月以降勤めません的なこともあったりして大変当局も困ら

れた中で、やっぱり賃金面やほかの待遇面だったのかもしれませんが、他と比較して選択されにくかったと思うんですよね。その賃金面を例えば財政に予算要求とかをしていく中で、やはりだめだったことが多かったんでしょうか、もう一回確認させてください。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 教育委員会の内部での話で、先ほど言いましたように、いろいろな場面で賃金のことについても、その職務の内容ですとかこれまでの経緯ですとかそういうものを判断をして、最終的には教育委員会の判断で今日に至っているということでございます。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 最後にしたいと思うんですが、渡辺委員も言われたんですが、劣悪という言葉に注目してしまったんですけれども、そのことを公的自治体で言われるというのが、指摘されるのが非常にこれはなあということを感じとったんですが、そのようなことに対して、言葉ですけれども、どのように受けとめられましたか、劣悪の条件というものを。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 委員の御質問ですけれども、冒頭に教育長もお答えしているんですけれども、その劣悪というのが人によって違うということがあるんじゃないかと思えます。教育委員会としては、あくまで今現在、職務内容ですとかそういったことを勘案して、劣悪というふうには考えておりません。

○安田委員長 いいですか。

ほかに質問はありますか。

奥岩委員。

○奥岩委員 賛同議員さんじゃなしに教育委員会さんのほうに確認になるんですけど、ちょっと陳情を見させていただいて、今、募集も公表されて司書さんのほうを募集されましたし、代替の先ほどの7名の方でしたか、その分も、2名ですか、募集が出てまして確認を試みたんですけど、先ほど渡辺委員も言われたとおり、応募される方は恐らくこれを見て確認をされて応募をされてるのかなというのがまず大前提で1つです。

今、何名かの委員さんも言っておられますけど、劣悪な働き方というところでちょっと業務内容を確認してみたいんですけど、勤務時間が週28時間のこれが大体1日当たり、月曜日から金曜日までってなってますので、週5日間ですと5時間ちょっと、6時間いかないぐらいのところなのかなという感じになってます。それで計算をすると、時給の場合ですと830、840ぐらいですか、というようなところになってまして、それが業務内容的に妥当なのかどうなのかというところがどういった御認識、もちろんそれが妥当であるというところで募集は出しておられると思うんですけど、この時間数ですとか給料面のところは先ほど教育長もお答えにはなっておられたんですけど、確認でもう一度お願いします。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 時給換算すると、確かにおっしゃいますとおり833円、834円というあたりになると思いますけれども、私どもとしましては、この月額から時間数を換算して、そういった時間当たりの金額になるということは妥当であるというふうに考えております。

○安田委員長 ちょっと大きな声でね。

奥岩委員。

○奥岩委員 確認でしたので、妥当であるということで承知しました。

年間換算してみますと、これが110、120、130ぐらい、人によって違うと思うんですけど、というところで、この勤務時間で考えると、恐らく市内ではかの司書じゃないですけど、事務系のお仕事の方々と比べたときにそんなにそんなに差はないかなという、ちょっと言葉尻を捉えてになってしまうんですけど、劣悪っていうと本当に劣悪だっていうような状況を想定してしまうので、そこまでではない認識で今のお答えだとやっておられるということでしたので、いろんな委員さんが言っておられるんですけど、ちょっとその辺が気になったので、確認させていただきました。

○安田委員長 いいですか。

土光委員。

○土光委員 教育長に再度お聞きします。

今の賃金を実際果たしている職務内容に比較して妥当だというふうに言われたのですが、もう一度その辺、妥当だと思われる理由を改めてお聞きしたいんですけど。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 先ほど事務局長のほうが、その都度検討を重ねてきたということも申し上げたところでありまして、その都度職務がそれに適しているのかっていうのを、今こういった事由でということとを並べ上げるのは難しいというふうに思いますけれども、その都度その都度職務内容と報酬の関係を照らし合わせてといいますか、見て、これをお願いしようというふうに決定してるところですので、理由を並べてこれで妥当であるというような説明っていうのはなかなかできないんですけども、総合的にこれで妥当であろうというふうに判断にしたということです。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 陳情者が司書さんからの今訴えというか、手紙を割と具体的に紹介されて、こういう状況だというふうなことを述べられたのですが、それを聞いても実際に果たしてる役割と今の給与が妥当だというふうにやはり思われますか。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 お手紙を書かれた人の勤務状態を私が直接見てるわけじゃないので、私の頭の中の想像になるかもしれませんが、おっしゃるような気持ちはわからなくてもいいんですけども、そういった情報という、それぞれの司書さんの勤めぐあいというのは報告としていただいておりますので私も読ませていただいておりますので、おおむねそちらのほうが意味多くの皆さんの声を聞かせてもらってるというふうな認識ですので、聞かせていただいても、そう言われる分もわかる部分はあるけれども、トータルとしては妥当であるというふうに思っているところでございます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 妥当かどうか、その辺でポイントとしては、1つは、週28時間勤務という条件で今の学校司書の役割を担っているということと、それからやはり学校司書の職務というのは専門的な知識、そういう蓄積が必要な職務だと私は思うのですが、そういったことを考えると、今の勤務時間とか任用の形とか、それからもちろん給与そのものもですけ

ど、やはり実態に合っていないんじゃないかというふうに私も思うのですが、その辺どう思われますか、教育長は。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 繰り返しになるんですけども、トータルとして我々は妥当と判断してこういった形で進めていますので、同じ回答になるんですが、妥当であるという認識であります。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 例えば勤務実態に関して多分教育長も目を通されているのではないかと思いますけど、司書の人たちの全員が司書アンケート、実際どういった思いがあるとかどういった実態かというのをアンケートで集計して教育委員会にお渡ししてと思っています。例えば週28時間という勤務で仕事を今することになってるけど、その時間内では業務が終わらなくて実際は残業をしているというのが、3分の2以上の人数がそういうふうに答えているとか、それから例えば今の給料で満足していますかということに関しては、ほぼ8割ぐらいの人が「いいえ」というふうな回答をしてるというふうに、そういった現場の司書の思いというのは把握されてると思うんですけど、なかなか形の上では週28時間だけ実際それでは業務がおさまらなくて、でもやはり学校司書の役割を果たしたいということで残業をしてるという実態があると思うんですけど、そういったところの勤務時間とか待遇とかをやはり再度きちんと検討する必要があるというふうに思われませんか。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 繰り返しになりますが、毎年そういう御要望をいただいたときに検討しておりますので、今年度についても、そういった意見を踏まえた内容検討というのを引き続きやっていかなければいけないと、それは認識として思っております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 いや、その検討の中で実際状況が変わらないから今回こういう陳情が出された一つの理由だと思うんですけど、やはりそういった現場の実態だということが把握されているんだったら、検討して具体的に形であらわさないでだめというふうに思うのですが、検討だけでは実際現場で働いてる人は何も変わらない、要望するけど、幾ら言っても変わらないという、そういった思いが募るのではないかと思いますけど、いかがですか。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 検討して、そういったことが必要であれば、そういったことについて動いていくというのは当然のことだと思います。

それから、さっき28時間の勤務がオーバーしてる、はみ出してるというのがあったんですけども、これは本来は28時間の中で勤めていただくということを原則にしておりますので、そこが業務が膨らんでいてはみ出しているのか、例えばその業務をはみ出してといいますか、プラスしていらっしゃる部分もあると思います。それからまた、そういったことも含めて学校長のほうがこの勤務管理をしなければいけないので、そういう本来お願いしてはいけない内容であったりとかお願いし過ぎているような部分がもし学校の中にあるとすれば、それは校長を指導して改めていくということも考えていかなきゃいけないというふうに思います。

○安田委員長 土光委員。

**○土光委員** その業務をはみ出して云々のことに関していうと、基本的にこの前の本会議で伊藤議員とのやりとりでも言及されたと思いますけど、学校司書というのは県がつくった図書館ハンドブック、それに沿った形で位置づけてやっていくというふうに、そういうふうに言われたと思います。その図書館ハンドブックの中で位置づけられているのは、やはり司書という専門職という位置づけで、つまり学校には司書教諭と学校司書がいて、それぞれの役割分担で学校司書のほうにもきちんとこういった役割を担ってもらおうというのが明確に書かれてると思います。ここは推測ですけど、県はそういう位置づけをして、米子市もそういう位置づけで学校司書に役割を果たしてもらいたいということでやっているというふうに思います。

そういう現状で、県は、その学校司書の位置づけをいわゆる正職として位置づけて、きちっと仕事をやっていこうというふうに県の実態はそうです。それに比べて米子市は、待遇とか位置づけがもう正職とはそれこそもうかけ離れた、例えば給料は倍以上違いますが、そういった状況で勤務時間も制限して県がつくったハンドブックの役割を担ってもらおうというふうな位置づけでやって、やはりそこに私は乖離があると思うんで、その辺は実際現場の司書さんの思いとか勤務実態とか、そういうことをやはりきちっと把握して、本当にそういった仕事をしてもらうためには今の司書の処遇、待遇が適切なのかどうかというのは改めて検討をして、必要だったらそこを改善するというか、そういうふうにするべきではないかと思いますが、いかがですか。

（「さっきと同じだよ」と渡辺委員）

**○安田委員長** 土光委員、検討して改善をやらすと。

**○土光委員** 私が言いたいのは、県の位置づけは学校図書館活用ハンドブック、だから米子市も県も学校司書に担ってもらう役割は基本的に同じ位置づけだというふうに思ってます。それに対して県がやってる学校司書の待遇と米子市の待遇というのは、それは明らかに乖離があります。劣悪という言葉尻を捉えるんじゃないくて。だからその辺のところをきちっと認識して対処すべき。だから、県と米子市の位置づけは同じなのに、処遇、待遇が同じではないということに関してどういうふうな見解をお持ちですかという、そういう質問です。

**○安田委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** そのハンドブックですけれども、県全体の図書館運営を司書教諭と学校司書がどのように分担するかというふうに示されたものではなく、市町村の学校においてどのように司書教諭と学校司書が分担するかというふうに分けられたものというふうに認識をしておりますので、正職と米子市で同等に置かれているというのは違うんじゃないかなというふうに思います。

それから、役割分担といいましても、本当に短いセンテンスで書かれた役割分担で、そこに二重丸と丸がついているようなものでして両方が二重丸だったりするわけですけども、その役割の中身については、学校内の体制等を勘案して校内で適切に実施するというふうになっておりますので、全員が一律に同じ業務を同じようにやるということが示されたものではないわけですので、そのあたりは学校長の裁量の範囲も入っている部分ですので、どの学校も全く一律で県立も同じように示されているものではないというふうに思っております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 最初の学校図書館活用ハンドブックに関して、位置づけが違うとか言われたのですが、そこがちょっとよく理解できなかったのですが、もう一度そこを説明してもらえますか。

○安田委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 土光委員さんの御質問にお答えする形になりますが、28年度に文部科学省から学校図書館ガイドラインというのがまず示されております。その中で、学校図書館における学校司書と司書教諭が連携、協力を密にしながら共同して学校図書館の運営に当たるようというふうに明記されております。それを受けまして鳥取県のほうが学校図書館活用ハンドブックということで、活動業務を例示する形で示しております。

その中には、例えば職員会議などでの議案の作成でありますとか事業及び決算報告の作成等の管理経営的活動は司書教諭が主となって業務を行うというふうに示されております。それを学校司書は何もしないかという、そうではありませんで、学校司書は業務を支えると。逆に例えば学校図書館の分類作業でありますとか目録作成及び編成等については学校司書が主となって行う。それを、じゃあ、司書教諭は指をくわえて見てるだけではなくて、きちっと業務を支えるというふうに例示されておまして、そこらあたりの二重丸と丸の主となって行う役割とそれを支える役割との役割分担は明記されているんですが、そのあたりのバランス等は、先ほど教育長が申しましたように、学校の実態、それから勤務実態等に応じて、校長の裁量によってそういったのを振り分けていくというふうなことで認識をしているところです。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと私の聞いていることの回答には……。

（「言葉の使い方のことで」と渡辺委員）

ちょっと伊藤議員への答弁、正確に私も今覚えてないんですけど、図書館の運営として学校図書館活用ハンドブックに沿った形でやっていくとか、やっていってというような言い方、それは聞いたんです。そのときに、学校図書館活用ハンドブックって米子市がつくってるもんかと思ったら実は県がつくってたということで、でも米子市としてもそういった指針に沿ってやっていってるというか、やっていこうとしてるんだというふうに理解したので、ちょっとそれを聞いただけです。これに関してはそれ以上はいいです。

あともう一つ、学校で司書教諭と学校司書がある意味で役割分担してやっていくというのが位置づけされていますけど、実態は、司書教諭は例えば学級担任を持つてる司書教諭が、数はわかりませんが、多くいるというふうに聞いてます。だから、今、学校はそれこそ多忙ということで、司書教諭は担任等を持つてばやはりそっちを優先せざるを得ない現状だというふうに私も思っていて、実態として、司書教諭が学校図書館の運営になかなかかわる、ハンドブックで位置づけられているような形でかかわっている実態ではないというふうに、例えばこれも先ほど言った司書のアンケート結果でもそういったのが出てると思います。

多分何かの指針というか、基準で司書教諭は週5時間は図書館に行っているいろいろ一緒やれという、そういった基準があると聞いていますけど、実際週5時間ちゃんと来てますかというアンケートに関して、これ38人の司書のアンケートに関してイエスと答えたのは

2人しかないわけです。だから事実上ハンドブック等では司書教諭と学校図書的位置づけとかいろいろ書かれていますけど、実態は、やはりほとんど学校司書に図書館運営のいろいろな仕事、実務、それから専門的知識が要求される内容、それが担わざるを得ないという状況ではないかとアンケートを見ても私も理解したのですが、そこはどう思われますか。アンケートを見た結果、実態はやはりなかなか、今の28時間でこなせる状況ではない、専門知識がないとできないという、やはり現場の実態はそうじゃないかというふうに私はこのアンケートを見て思ったんですけど、いかがですか。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 今、5時間とおっしゃったのはそのとおりでして、ただ図書館で業務しなければならないとしてるわけではなくて、司書教諭の業務に当たらなければならないというふうに述べておりますので、職員室にいて例えば司書教諭の業務に当たったりとか、他の教室に出て自分の担任じゃないクラスと一緒に授業をすることかという、そういったことも司書教諭の業務の中に入っておりますので、その38分の2というのが5時間を全て図書館に来ている人のことなのか、それ以外のことも含めたものなのかちょっと文章で見ただけではわからないので、図書館にいたことが司書教諭の仕事をしてることではないということは申し上げておきたいというふうに思います。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 それは、5時間というのは必ずしも図書館に来てということではないというのは、私もそう思います。私が先ほどアンケートを紹介したのは、これは実際に司書教諭が図書館に来られますかという問いに対して、5時間で、それでイエスと答えながら2時間、つまり来られますかという、そういった問いの回答だということも一応正確を期しておきます。ただし、それ以外でも当然図書館に関連する業務はやることも含めてということだとしても、それが実際本当に司書教諭が5時間必ずしも図書館に来なくてもそれぞれの別な場所できちんと5時間分の業務を果たしているという、そういうことの把握をしてるんですか。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 そのような調査をしてるわけじゃないので、5時間本当に、じゃあ、1日も欠かさず1週間も欠かさず来たか、6時間だったか、行ったり来たりもあると思います。7行って3になったりとかそういうことも学校の中であるかもしれませんが、これは毎年、県のそういう加配の説明会、教員をどのように使うという説明会の中で、全ての管理職が学校で代表の管理職の説明をして我々のほうも遵守するように言うておりますので、万が一そういったことが守られていないということがあれば、これは学校司書に対して適切に運用するように指導しなければならない内容だなというふうに思っております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 これで終わりにしますが、今の学校司書の実態というのをちゃんと把握しないと、実際アンケートも出てるぐらいですから、それがそのアンケートどおりなのかということを含めて、やはり教育委員会としてもまず把握をして、その実態をもとに処遇、待遇も検討するということが私は必要ではないかというふうに思います。

○安田委員長 では、採決に向けて委員の皆様のご意見を求めます。

三嶋委員。

○**三鴨委員** 不採択でお願いします。採択しない。働き方につきましては学校長の裁量というところもありますし、都度検討がされてきたというお答えもございましたので、しっかりと対応されてると思います。以上、不採択でお願いいたします。

○**安田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 不採択でお願いします。まず調査のところに関しましては、先ほどいろいろとお話を伺わせていただきましたが、聞かせていただきました劣悪な働き方を強いられてるといったような実態も、ちょっと実態とは違うのかなというところでしたので、お願いします。

○**安田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** こういった陳情が出てきて、採択、不採択にするというのは非常に僕は重いと思うんですよ。逆に言うところというのは、やっぱり司書の方と教育委員会がアンケートをとったりして話し合うべきで、これで結果が出ちゃいますから、今後のにはこれは重いあれだと思うんです。逆に言えば、この陳情というのは、劣悪な働き方を強いられてる、だから司書の待遇、働き方を調査していただきたい、こういう要旨ですから私は不採択ということでお願いします。採択しない。

○**安田委員長** 安達委員。

○**安達委員** 考え方はそれぞれあるかもしれませんが、自分は、調査をしていただきたいというところに願意があるのかなと思って、採択です。

○**安田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 陳情の提出者の方等の意見を聞きまして、問題を提起されている内容でありますとかそのお気持ちというのは理解をいたしますけれども、劣悪な働き方を強いられているでありますとか、ほかの非常勤の職員の方、臨時職員の方等との待遇の違いであるとか、改善をされてなかったというそのよろしくない現状を聞かれているということで説明を受けましたけれども、この陳情に対して賛同するということは、先ほど来の説明者の方の事実をそもそも認めるということになると考えます。そうすることが、今後の働き方であるとか資格のさらなる厳格化とか、業務についてさらに何らかの縛りが逆に出ることも考えられます。この意見を出された一方の意見もあれば、この働き方の条件を納得してそこに求めて出てきてらっしゃる方もあるわけですので、そういった意味でこの陳情については、思いはわかりますけれども、採択しないでお願いしたいと思います。

○**安田委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** ぜひ採択すべきというふうに思います。20年を超えて勤務されてるという方が6人おられるというふうにお聞きしてます。そういった中で、働き始めて資格もないという方と同じように毎月月額の10万9000円の報酬だということでもあります。それも昇給なしということで、本当にこういった状況できちんとした司書としての役割が果たせるだろうかというふうに思います。そして夏休み中の1カ月間というのは拘束されているにもかかわらず働いていないということになって報酬が出ないということで、11カ月の報酬で1年をやられなければいけないということは、何ぼ何でもそれはひどいじゃないかというふうに誰も思うんじゃないかと思います。採択です。

○**安田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。理由としては、私の先ほどやりとりとかで言いましたの

で、重なる部分は省略します。

一つ言いたいのは、この陳情の趣旨の読み取り方ですけど、劣悪という言葉、これこの陳情を採択したからといって、今、学校司書の状況が劣悪だというふうに認めることには私はならないと思います。ここに要旨で書いてるのは、司書の声として、そういうふうな思いを抱いてるからこの手紙を紹介されました。そういう声を聞いてるというふうにしてある。だからこそ実際はどうかというのを調査してくださいというのが陳情の趣旨です。その結果、それに対応する適切な待遇にしてください、それが陳情の趣旨なので、この陳情、今劣悪だから例えば待遇をもっとよくしろとか、そういった内容の文章でないというのはこれ読めば明らかで、そういった声があるのでちゃんと調査をしてください、それに応じた待遇にしてくださいというのが陳情の趣旨なので、そこはそういうふうに取り上げて考えるべきではないでしょうか。

**○安田委員長** 以上でいいですか。

では、これより採決いたします。

陳情第49号、米子市立小中学校に働く学校図書館司書の待遇改善を求める陳情について採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、岡村委員、土光委員〕

**○安田委員長** 賛成少数であります。よって、本件の陳情については、採択しないことに決しました。

先ほど不採択と決しました陳情第49号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、教育委員会から1件の報告を受けます。

平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価の報告について、当局からの説明を求めます。

後藤教育総務課教育企画室長。

**○後藤教育総務課教育企画室長** そういたしますと、平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価の報告について、事前に配付いたしました報告書に基づき報告させていただきます。

それでは、点検・評価報告書の1ページ目をお開きください。まず1、点検・評価の目的でございます。この点検・評価は、教育委員会の所掌事務について平成20年度から毎年実施しているものでございます。その結果につきましては、このような報告書を作成し、議会に提出しているところでございます。その目的は、5行目から記載しておりますように、みずから事務の管理及び執行状況の課題や問題点を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとするものでございます。

続きまして、2、教育委員会の構成及び会議の開催状況でございます。(1)教育委員会の構成、(2)議会の開催状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いします。3、教育委員会の会議での審議状況でございます。教育委員会の会議における大まかな内容の分類とそれぞれの件数を記載しております。3ページにつきましては、教育委員会の審議案件を記載しております。

次に、4ページをお願いします。教育委員会の会議以外の活動状況といたしまして活動状況を記載しております。

次に、5ページです。5、教育委員会事務局の組織を記載しております。

次に、6ページをお願いいたします。教育委員会事務局の主な担当業務を記載しております。市長部局へ移管した課、係の記載を残し、補助執行した事務を記載しております。

次に、7ページからは、点検、評価の具体的な実施内容にかかわる部分でございます。まず7、点検・評価と米子市教育振興基本計画についてでございますが、教育施策を中・長期的な観点で今後目指すべき教育の基本理念や講ずべき基本施策を教育振興基本計画として取りまとめており、現在は平成29年度から令和3年度までの後期基本施策に取り組んでおります。この点検・評価につきましては、基本計画の着実な推進を図る観点から基本計画中に掲げている基本施策ごとにその進捗状況を総合評価として記載しております。

続きまして、8、点検・評価の方法についてでございます。(1)点検・評価の流れでございますが、点検・評価は3段階で行っております。具体的には、①から③にありますように、まず1次評価を各担当課で行い、次に2次評価を評価委員会で行いました。評価委員会は、教育委員会事務局及び関係各課の課長以上で構成しております。最後に3次評価を教育委員による協議で行っていただきました。評価委員会の評価を参考にして基本施策の最終的な評価と意見や指摘をいただいております。なお、市長部局へ委任した事務については、点検・評価の対象から除き、補助執行した事務については、内部的に教育委員会の権限を補助して執行していることから、点検・評価の対象としております。

続きまして、(2)点検・評価の区分ですが、点検・評価の判断について記載しております。なお、前年度の指摘事項で目標設定及び評価区分の検討を行うとありましたので、主な取組(個別事業)に数値目標の値、基本施策評価(総合評価)をSからDの5段階区分に変更しております。

まず、主な取組(個別事業)について、取組状況及び数値目標に対する実績を評価基準に基づき評価しております。7ページ、8ページの表にありますように、二重丸、丸、三角、バツの4つの評価区分で表示しております。二重丸は、数値目標が100%以上となり順調に目標が達成されているもの、一つ丸は、数値目標が80%以上となりおおむね順調に目標が達成されたもの、8ページをはぐっていただきまして、三角は、数値目標が80%未満となり目標が余り達成できなかったもの、一定の成果はあったが、新たな課題が生じたもの、バツは、目標がほとんど達成できなかったものという区分でございます。

続きまして、基本施策の評価(総合評価)については、主な取組(事務事業名)の評価及び取組状況の総括を参考に、基本計画の後期期間において評価年度での基本施策の到達の観点から総合的にSからDの5段階で評価しております。この部分が去年と変わったところでございます。Sは、基本施策において全ての取り組みの目標が達成されたもの、Aは、基本施策において取り組みの進捗状況が順調なもの、Bは、基本施策において取り組みの進捗状況がおおむね順調なもの、Cは、基本施策において取り組み状況がややおこなれているもの、Dは、基本施策において全ての取り組みの進捗状況がおこなれているものとい

う区分でございます。このあたりが前年度の相違点でございますので、詳しく説明させていただきます。

続きまして、8ページ目から11ページ目までで、点検・評価結果の概要を記載しております。まず(1)総合評価でございますが、平成30年度は基本計画に掲げました33の基本施策、市長部局へ移管し、委任及び補助執行した事務の分割の36件について、目標達成したものSは5件、順調なものAは23件、おおむね順調としたものBは7件で、ややおこなっているものCは1件で、おこなっているものDはありませんでした。目標達成、順調、S、Aの割合が4分の3を超えていることから、全体としては順調に進捗したものと評価しております。

続きまして、(2)基本目標ごとの評価でございますが、教育振興基本計画につきましては4つの基本目標を掲げております。この基本目標ごとに評価しております。

まず、9ページ目、1つ目の基本目標「心を育む学びのあるまち」でございます。この基本目標には4つの基本施策を掲げており、そのうち目標達成したものSは1つ、順調としたものAは2つ、おおむね順調としたものBは1となっております。基本施策ごとに見ますと、「豊かな人間性と創造力を持った子どもの育成」において、スクールソーシャルワーカーを活用して地域での子どもたちからも問題を把握できるので、地域と学校の情報共有に連携を強める工夫をするようにとの意見などをいただいております。

次に、2つ目の基本目標の「学ぶ楽しさのあるまち」でございます。この基本目標には15の基本施策を掲げており、そのうち目標達成したものSは2施策、順調Aは11、おおむね順調Bは2施策となっております。

10ページをごらんください。基本施策ごとに見ますと、「確かな学力を身につけた子どもの育成」において、学力向上プログラムの策定について検討してもらいたいとの意見や、長時間のSNSやインターネット利用において悪口を書き込むなど間違った使い方は子どもにとって大きな問題であり、情報モラル教育にしっかりと取り組むようになど指摘がございました。

次に、3つ目の基本目標の「郷土で育む学びのあるまち」でございます。この基本目標については5つの基本施策を掲げておりまして、そのうち目標達成したものSは1、順調としたものAは3、おおむね順調としたものBは1となっております。基本施策ごとに見ますと、「文化財の保存・活用」において、文化財の保存とあわせ一層活用する取り組みに市民が文化財に関心を持つように働きかける必要があるという意見がございました。

最後に、4つ目の基本目標「健康で安心して学べるまち」でございます。11ページをごらんください。この基本目標には9つの基本施策を掲げておりまして、そのうち目標達成したSは1、順調としたものAは4、おおむね順調としたものBは3、ややおこなっているものCは1施策となっております。基本施策ごとに見ますと、「健康でたくましく、命を大切に育てる子どもの育成」において、命の教育の充実には、専門機関との連携をさらに深め、自他の生命を尊重する教育の充実を図るよう求められております。「安全で安心な学校給食の安定供給」において、食物アレルギー対応している乳、卵以外の食物アレルギーの原因となる食材も教育委員会事務局において把握に努めてほしいなどの意見がございました。

次に、12ページをお願いいたします。10番、点検・評価票でございます。この次の

13ページ以降に基本施策ごとの点検・評価票を掲載し、次ページには、該当する個別事業を記載しております。本日は、9番の点検・評価結果の概要で教育委員の意見、指摘を読み上げておりますので、ここでの個別説明は省略させていただきます。

次に、91ページをごらんください。こちらには、11、学識経験者の知見を記載してございます。教育委員会として点検・評価結果をまとめるに当たりまして、点検・評価の客観性を高めるために、教育に関して学識経験を有する方々の知見を活用することとしております。こちらに記載しております3名の学識経験者から点検・評価に関し、各基本施策について、この表に記載しておりますような御意見、御指摘をいただいております。個別の内容につきましては、91、92ページに記載しておりますとおりで、今後その点検・評価の報告書につきましてはホームページ等で公表することとしております。

報告書の概要についての説明は以上でございます。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見はありますか。

安達委員。

**○安達委員** 大体を通して今説明を受けたんですが、その中で気づいたり、いろいろ協議、評価があった中を確認させていただきたいと思うんですが、まず1点目ですけれども、10ページから11ページに記載してある中で特に10ページのところですけれども、子どものスポーツ活動の推進のところの評価がCという評価決定しておられますけれども、何がどのような点で評価がCとなったのか、その点、詳しいところの説明を聞きたいと思うんですが、お願いします。

**○安田委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** お手元に資料の72ページ、73ページをごらんいただきたいと思います。子どものスポーツ推進活動というところで、主な取り組み、72ページに書いてありますとおり、4つの事業を行っております。親子体力づくり大会、少年スポーツ教室、小学生を対象とする各種大会の開催、スポーツ少年団運営事業という4つの事業を行っておりますが、そのうち数値目標の8割を達成できなかったものが3つございました。この表の点検・評価の基準がございまして、二重丸が1つあるんですけども、重要度の高い取り組み、この場合は、4つ事業がある場合は上2つになりますが、それに三角があり、三角の合計が3つ以上の場合にはC、余り達成できなかったというような評価になるような基準で評価しております。

具体的には、親子体力づくり大会は、広報の手段として、各保育園に市広報のチラシを配っていたんですが、その部数を1園当たり定数を削減したりとか、あとちょっとはっきりした原因が特定できないものもございまして、一番下のスポーツ少年団運営事業は、交流大会の日程についてはスポーツ少年団の本部と調整しながらやっていたんですけども、どうしてもほかの大会日程と重なってしまっていて参加できなかったものがあったということで、目標として8割を達成できないものが3つございました。そういったところでございますので、やはり日程の調整ですとか、来月10月の体育の日にまた親子体力づくり大会を市民体育館のほうで行うんですけども、周知の方法については、今度は全員の児童数の部数を配りまして改善をしてきたところでございます。子どものスポーツ活動ということで、これからスポーツを行う子どもの体力の向上ですとか重要な役割を担っているものと

思われますので、ぜひその改善努力をしていきたいと思っております。以上です。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 そのことがどっかここで触れてあれば、例えば72ページとかに、質問することもなかったのかな、指摘的などころもなかったのかなと思ってです。目標設定があって、広報を必ずしますよね。広報のところの不備が若干聞き取れたんですけども、そういうところがあって結果参加者が少なかったのかなというふうに今聞き取りました。

それと、こないだも若干というのですか、サミットに行かせてもらったんですけども、全編ずっと見てはおらんかったですけども、このことでサミットについては9ページにありますけれども、年々改善というか、自分が見て形があらわれてきてるかなと思ったのは、最初のころは、グループで討議しますね、小学生、中学生が。その中で補佐役的な先生がおられて随分この先生がしゃべられるんで、回っていかないというのですか、ちょっと子どもたちの発言が右往左往するようなどころがあったんですが、翌年はそれが直された。ことしも、特に一つの意見が積み上がって行って進行がうまく行って、一つの問題点に参加者みんなが目標に向かって発言し結論づけている、そのことをまたグループの総括をしていたように思うんで、年々目標に近づいているんじゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 サミットのほうにつきましては、委員おっしゃいますように、2つの側面があるというふうに教育委員会としては捉えておまして、1つは、指導側の運営側の、どうしても教員というのは待つことが苦手でして、間があるとどうしても出ていってしまって自分がリードしそうになるというところを、これまでの反省をもとに各小学校、中学校の指導者と子どもに任せるところはしっかり任せようということの共通理解をしたのが1つと、それともう1点は、子どもたち自身が学校で行ってきたことの成果でありますとか課題を持ち寄ってそこで情報交換をして、さらにそれを持ち帰って広げていこうというような目的意識をしっかり持たせようということを確認しておりますので、そういった子どもの意識からも、割と発言がたくさん出たりとか主体的に取り組んでいるような姿になったのではないかとというふうに分析しているところです。以上です。

○安田委員長 安達委員、あんまり細部にならんようにね。

○安達委員 はい。委員長に今指摘を受けましたけれども、思いのところをしゃべったんですが、もう一つは、成人式のことですが、ちょっと担当が違うと思うんですが、問題が起きなかったことをよしとしたい的な評価を書いておられますけれども、成人式が問題とか何か騒ぎが起きることをある程度想定を担当者がしておられるのかなってちょっと思い過ぎてしまったんですけども、そこは成人式ですから成人を迎えた人に対するお祝いの行事だと思っんで実行委員会が主たる責任でやってると思うんですが、行政はそこをどう見ておられるか、いま一度ちょっと意見があったらお願いしたいと思います。

○安田委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 成人式でございますが、本市につきましては目立ったトラブルというのは起きてはおりませんが、全国的に見ますとそういった問題が起きるところもございますので、そういったことも加味をしながら運営には当たらなければならないというふうに認識いたしております。できる限りの備えといいますか、ということは一方ですつつ、

運営自体は実行委員会形式で新成人の方を中心に成人をお祝いすることをメインの目的として開催をするように心がけております。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 成人式ですけれども、実行委員会形式で実施されていると、開会から閉会までやるんですけど、その辺が十分いわゆる事務局、担当者との意見交換が伝わっているのかな、見てると、何か自分たちがしゃべって自分たちで自己満足してやせんかと。結構、以外の人もいるので、自治会長さんとか来賓の方もですね。その辺が少し形式がわかりづらい、開会から閉会までの、その辺をお願いしたいなと思うところが何点か毎年感じますので、よろしくをお願いします。

それと、これは同じ生涯学習課かなと思うんですが、人生大学のことが触れてありますね、11ページに。それで、中海テレビでも放映してリピートで放映されるんで、会場にかなり人が多くなっているというような書き込みがしてあると思うんですが、ただ、放映してるのはマスコミであって、やっぱり主催者がどう参加を呼びかけてテーマに沿って理解を求める、そして生涯教育と位置づけていかれるかが必要であって、これはあんまりこのメディアが放映してるから評価を高めるような記述ではちょっと自分は違うように思うんですが、どうでしょうか。

○安田委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 この評価に書いてございます御意見というのは、学識経験の方からの御意見でございまして、評価の中では特にこれをもって評価にプラスの評価をしたということはございません。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 ですから担当はどう思いましたか、その委員さんはそう言われたかもしれませんがということです。

○安田委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 この評価をするに当たって、余りメディアのほうで放送してるっていうことを実は認識は余りしていなくて、学識経験者の方からの指摘でそういうこともあったなというのを再確認をしたんですけども、そもそもその事業を実施する上では、このメディアのほうで放送してるからということは念頭に置かずに事業の組み立てはしておりますし、またメディアで放送しているから参加者が少なくなったというふうに決めつけての分析はしておりませんで、あくまでも事業の内容がもう少し改善する方法があるんじゃないかという方向で組み立てるように事業のほうは実施しております。

○安田委員長 ほかに。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 説明を前半にたくさんこの評価についての指摘であるとかしていただいておりますが、まず8ページのところで、9ですね、太字の点検・評価結果の概要のところで、市長部局へ移管をしたというところで、今回は36件についての評価をしたというふうに書いてありますけど、移管をしたことでこの表の中に入ってこなかった件数というのが幾つあるんでしょうか。一応項目としては全部上げていらっしゃるんでしょうか。ずっと見る中で数えたら、36なのか、それ以上なのか、どうでしょう。

○安田委員長 松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 御指摘のところでございますけれども、評価の対象にしますのが教育委員会の権限に属したところということでございますので、市長部局に移管したところは、最終的な教育委員会の評価には対象としてないということでございますけれども、冒頭に室長のほうが説明しましたけれども、教育振興基本計画の基本施策に基づいてこの事務の対象としておりますので、そのあたりは、基本計画の進捗管理も含めて市長部局へ移ったところの2次評価まではやっているということでございますので、全て網羅をしております。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 1ページの点検・評価の目的のところ、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民への説明責任を果たしていこうとするものということで、毎年丁寧にこのように評価をされているんですけども、この市長部局と教育委員会との連携というところで、より教育行政の推進のためには、しっかりと今までどおり単発の項目に沿って評価をしていくだけでは、なかなか次の推進につながらないものがあるんじゃないかなと感じておまして、1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、21ページの子育て支援課、児童青少年担当のところ、子ども会加入率が減っているというふうにあります。39ページのところでは、生涯学習課が評価されていらっしゃるんですけど、全公民館が子ども地域活動とかかかわっているというような、子どもの地域活動の連携がSという評価がされておまして、21ページのほうではBであります。

こういったところで、より市の教育行政として推進していくためには、それぞれで捉えたときに違った評価になってるということは、課題の認識の仕方が違うということじゃないかなというふうに感じてるんですね。それを、じゃあ次どうしていこうかというような、次年度の事業の推進に向かったの検討というのもしてみる必要があるのかなというふうに思っています。令和3年まででしたか、この基本計画は、でするのでその間、次の計画策定に向かったの項目の整理であるとか評価の仕方等もきちんと今から、令和2年度になっていくわけですから、今年度から移管をして1年たって次の2年目に入りますので、しっかりとその辺をお願いをしておきたいなというふうに思います。以上です。

**○安田委員長** ほかに。

岡村委員。

**○岡村委員** 4ページ目に書いてあることなんですけども、教育委員会の会議以外の活動状況ということで、③で学校訪問という形で書いてあります。ここで、学校計画訪問17回ということで記入してあるわけなんですけども、これはいろいろな行事以外にどういった観点で訪問されてるのか、教育委員さん、教育委員会として、これについてお伺いしたいと思います。

**○安田委員長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** この学校計画訪問、まず17回と申しますのは、全校を2年に1回回るという趣旨で17回というふうになっておまして、通常、運動会でありますとか体育祭は別に全員で回っております。それとは別に17回、約半日から1日かけまして学校を回っております、目的は、学校長の学校経営方針をきちっと説明を受けて、その目標に向かってしっかり学校運営がなされているかどうかということ把握するためが1点です。それからもう1点は、それぞれの学校の教諭でありますとか講師が学校長の経営方針

に基づいた授業をどのように行っているか、それから授業の内容だけではありませんで、子どもたちとの関係ですとか、あるいは教室の空気感ですとか、そういったものをつぶさに把握するというを目的として回らせていただいているとございます。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 2年に1回、全ての学校に訪問するという事だったんですけども、これは教育委員さん、基本的には4名の方ですか、それが1回全て参加されて訪問されてるのか、大体実態的にはどういうふうになってますでしょうか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 所用によっていच्छゃれない場合もまれにございますけれども、ほぼ全ての回におきましてほとんどの教育委員さんに同行していただいているところございます。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 本当に教育委員会の皆様も御苦労だというふうに思います。

そこで、ちょっと関連してなんですけども、学校訪問はこういうふうにされてるんですけども、例えば地域の公民館とか、そういうものに対しての訪問とか調査活動、そういうものというのはなされてないのかなというふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○安田委員長 安田生涯学習課長補佐。

○安田生涯学習課長補佐 直接のお答えにはならないかもしれませんが、公民館祭、もうすぐ始まりますけれども、教育委員さんには米子市の全公民館祭のスケジュールをお渡しして、それぞれ公民館を訪問して御指導なり御助言なりをいただく機会を設けております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 お聞きしましたのは、やはりいろんな公民館で業務というんでしょうか、多岐にわたって地域のこととかいろいろされてる中で、どういうふうに運営されてるのかというのはやはり教育委員会としてもしっかりとその実態というものはつかんでいくべきではないかというふうに思うんですけども、今後どうでしょうか、教育長、どういうふうに思われますか。

○安田委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 数が多いので、全部を長い時間というわけにはいきませんが、私も就任以来全ての公民館を回らせていただいて、館長さんとかと短い時間ではありましたが、意見交換をさせていただいたりしております。それから先ほど申し上げたように、公民館祭にも出かけておりますが、それ以外にも校区民運動会に出かけたりとか、委員さんでいろいろなじみの深いところに出かけていただいたりしておるところもありますので、そういった例を紹介しながら、お仕事を持たれてる方もおられたりでなかなか大変なところもあるんですけども、今、公民館等の評価という大事なことを協議しておるところございますので、委員さんにもそういった部分を紹介したり、また直接行くことが可能であれば行ってもらうようなことも働きかけていきたいなというふうに思います。

○岡村委員 よろしくお願ひします。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 済みません、平成20年からやっておられて約10年ですよ。目的の評価

で、効果的な教育行政の推進に資する、それともう一つ、市民への説明責任を果たしているとするものとあるんですけど、この結果というのはどういうふうに公表されて、市民からどういう反響があるんでしょうか。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 ホームページ上で公開をして、市民の皆様にもこの内容を見ていただくということでございますけれども、これを見て市民の方から直接御意見なり御指摘ということは、私が事務局長になってからは実際にはないということでございます。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 あんまり話題になったことがなくて、説明責任を果たすという意味ではわかるんですけど、こういった文章をかなりつくるのは大変だと思うんですけども、これも説明の一環だと思うんですけど、もしかすると10年たってみて、これは基本計画とかいうのをとってやってるんですけど、市民の興味を引くところってあるのかなというような疑問は持たれませんか。持たれないんでしょうけど。というか、10年たっているいろいろな説明責任を果たしていく、効果的な教育行政の推進に資するために内部としては必要だけど、説明責任を果たすためには、項目が違っていたり、発表の仕方を変えていかなきゃいけないと10年たって思われてないかどうか、ちょっと聞きたい。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 御指摘がありました効果的な市民への周知というところにつきましては、私どもも少し反省しないといけないのかなという、過去から同じようなやり方で、少しずつはもちろん変えておりますし、今回の点検・評価につきましては、特に評価に関して非常にわかりにくいという御指摘が昨年度教育委員からもありましたし、議会の皆さんからもございましたので、そのあたりは非常にわかりやすくするような形で、市民の方にも今基本計画の中でどういった進捗状況なのかということもわかりやすくしたつもりでございますので、そういったところは変えてきてるところはございますけれども、委員さん御指摘の10年たってそういった点検・評価の方法、あと市民への説明責任というところは、今後ちょっと考えていかないといけないかなというふうに思いました。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私は、これを否定するもんでもないし、内部でもある意味では大変重要だと思うんですけど、なぜ関心が上がらないのかなというのは、これは城跡の問題とか学校教育の問題もあるんですけど、自己評価ですよ、これを見て市民が評価できるものじゃないわけで、教育委員会はこう評価したということで、じゃあ城跡の整備事業をやって市民にどういう説明責任を果たしてどういう評価があるんだというものを吸い上げるぐらい私は変えていただきたいなと要望をして終わります。

○安田委員長 ほかに。

奥岩委員。

○奥岩委員 10ページのところで先ほど御報告いただきました情報モラルのことに關してなんですが、評価のところでは28ページのところにも記載がありまして、カリキュラムを作成して9年間された一方で、33ページのほう、ICTの環境整備というところで、ここは活用を今後一層進めるということになってまして、この情報モラルのところと活用推進のところは同時進行でいかないといけないのは理解されてると思うんですが、一方で、

ICT化といいますか、ソフトのほうですね。日進月歩で毎年毎年といいますか、その都度新しいツールも出てきてますので、カリキュラムのほうでもしっかりサポートはされてると思うんですけど、もうちょっとこの見直しをしていただいたりとか、そういった指摘もあったと思うんですけど、両方同時進行でしていただけたらよりよいかと思いますので、こちらはちょっと報告を見させていただきまして気になりましたので、要望でございます。以上です。

**○安田委員長** ほかにありますか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 5ページで最後お願いなんですけれども、市民の皆さんへわかりやすく説明をしていくという意味では、市長部局へ移管したところの枠だけ残していらっしゃいます。これを見ただけでは、私なんかも一生懸命移管したところについて理解するのがやっとなので、何とか工夫ができるんじゃないかなと思います。名前を残したり事業がわかるようにして、色をつけて、この部分は今年度市長部局へ行ったものです、3次評価がなされていませんというような何か工夫をお願いしたいと思います。要望させていただきます。

**○安田委員長** ほかにはないですか。

土光委員。

**○土光委員** 42ページの箇所です1つお聞きしたいことがあります。

42ページの中ほどの段、中段2-8の段の取組状況及び成果の中の記述で上から2つ目のぼつ、学校図書館との連携、ここになります。図書司書の研修会等に司書が6回参加し、情報共有し連携を図ったということに関して、まずこの司書というのは、これは市立図書館の司書のことですか、それとも学校司書のことですか、この司書というのは誰というか、どういう人たちかというのをまずお聞きします。

**○安田委員長** 菅原図書館長。

**○菅原生涯学習課図書館長** こちらに記載しております司書と申しますのは、米子市立図書館の司書でございます。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** わかりました。これ学校図書館との連携なんで、だから市立図書館と学校図書館の連携をうまいことするためということで、市立図書館の司書さんはこういった研修をやっていると、そういう記述ですよ。これ例えば学校司書の研修というのはあるんですか、ないんですか。

**○安田委員長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** 学校司書の研修につきましては、年7回行っているところでございます。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** これ大まかでいいんですけど、どういうところに行ってどういう研修をしてるんですか。

**○安田委員長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** 一斉に学校司書さんに集まっていただいて、例えば本の直しでありますとか効率的、効果的な読書活動の推進の仕方でありまして、そういった全体にかか

わるところの研修を数回行っておるところです。それと並行しまして、分野別に分かれてもう少し専門的なところを少人数で行ったりするような研修もごさいます。この7回とは別に、司書教諭と連携して同時に参加してもらって司書教諭と学校司書があわせて効率的な連携の仕方でありませうか、そういった研修も行っているというところでごさいます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 これ誰が講師をするんですか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 講師はその都度依頼する形で行っておりますが、主に例えば鳥取県立図書館の司書さんでありますとか、あるいは鳥取県教育委員会の指導主事でありますとか、その都度適切な講師を選定して行っているというところでごさいます。

○安田委員長 いいですか。

土光委員。

○土光委員 これは当然公務としてやっていますよね。それはいいですけど、実はちょっとこれをお聞きしたのは、先ほど陳情のやりとりを紹介した司書教諭の団体のアンケートの中でこういった項目があったんです。県内で司書がスキルアップできる研修があったら公務として参加して受講したいですかという質問に対して、イエスというのが34名中31名、これは、私はこれを見てそんなのではないかと思って、だから受講したいというふうに答えたと思ったら、実際そういった研修は行われていると理解してよろしいのでしょうか。

○安田委員長 西村課長。

○西村学校教育課長 はい、そのとおりです。

○安田委員長 以上で民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時43分 再開

○安田委員長 それでは、民生教育委員会を再開をいたします。

陳情第50号、市民の声を聞くことに関連して、産業廃棄物最終処分場計画地の市有地提供について、米子市の責任を果たすよう求める陳情、陳情第51号、「米子」、「大山」、「淀江」ブランドに関連して、産業廃棄物最終処分場計画地の市有地提供について、米子市の責任を果たすよう求める陳情、陳情第52号、次世代の人々に関連して、産業廃棄物最終処分場計画地の市有地提供について、米子市の責任を果たすよう求める陳情については、関連がありますので一括して議題としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 それでは、一括して議題とさせていただきます。

まず、賛同議員から説明を求めます。

又野議員。

○又野議員 日本共産党米子市議団の又野です。今回の陳情、一括ということですがけれども、とりあえず一つ一つ陳情理由を述べていきたいと思ひます。今回は提出者が来られないということで、どれだけ酌み取れるかわかりませうけれども、私が思っている理由を述べていきます。

まず、陳情第50号についてですがけれども、ここにありませうけれども、淀江町の住民の

方々を初め米子市民の多くは、今回の産業廃棄物処分場建設計画についてまだまだ不安や不信感があるというのは事実だと思います。米子市の市有地提供の際、産廃処分場の必要性、安全性について確認した上で判断したのであれば、県やセンターだけに市民への理解を任せるだけでなく、米子市としてもやはり産業廃棄物処分場建設計画に責任を持ち、その市民の不安に応えるべきだと考えます。市有地提供の判断をした米子市としては、市民の声を聞く場、このように声を聞いてほしいと陳情が出ているわけです、その市民の声を聞く場を設けるべきであると考えますので、この陳情は採択すべきであると考えます。

続きまして、陳情第51号についてです。米子市にいろいろな計画がありますけれども、それらの計画の中で淀江というのは水と緑のまちだと米子市としても考えられておられます。今回の産業廃棄物処分場建設計画、その予定地の周辺、皆さんも御存じですけれども、名水があるところです。そしてその名水には水くみに来られる方がたくさんおられます。今回の産業廃棄物処分場建設が直接的、間接的にもこの淀江の名水のイメージに影響を与える可能性は拭い切れないと考えます。そのことに不安を持っておられる方もこの陳情のようにたくさんおられます。その方々に米子市としては、この淀江の水と緑のまちのイメージへの影響をどう考えるか、そして淀江だけではありません、米子、大山、このことのイメージに当然影響が出てくると思います。淀江の住民、そして米子市民にもこの影響をどう考えるのか、説明する責任があると考えますので、この陳情は採択すべきであると考えております。

続きまして、陳情第52号ですけれども、これについても50号のときにも少し関連しておりますけれども、今回の産廃処分場の安全性について疑問、不安を持っておられる方がおられ、今回の市有地提供の際、米子市としては、安全性が確認されている、安全性が確保されている等の判断をされています。しかし、全国では安全ですと行って建設をした産廃処分場で実際にはシートの破損事故や水漏れ事故等があるわけです。幾ら安全性を確認したといっても疑問が市民の中で残るのは当然なのではないでしょうか。多くの市民が安全性に疑問を持っておられます。そのような産廃処分場が米子市、そして淀江に建設されてしまった場合、子どもたちの未来、さらにその先の世代に責任を持てるのか、市民として、みずから親として次世代にこの豊かな自然を残せるのか、大きな責任を感じておられる、自分たちの時代にこの産業廃棄物処分場をつくってしまった場合、次の世代に責任をどう持てるのか、そこを不安に感じておられる方々もたくさんおられます。米子市としては、市民に対して安全性を確認した理由を説明したり、このような疑問を持っておられる多くの市民の声を聞く責任があると考えますので、この陳情は採択すべきであると考えます。以上です。

○安田委員長 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑等はございますか。

三嶋委員。

○三嶋委員 ちょっと幾つかお伺いしたいと思うんですけれども、陳情3件じっくり読みましても具体的に何を求めているのかははっきりしない部分もございまして、ちょっと考え方の根本のところを伺いたいと思うんですけれども、この陳情は、市有地、産業廃棄物最終処分場建設に、できたら困るので市有地を提供すること自体に異議を唱えている、そういった考え方なのか、あるいは今回米子市が一応提供するというところで判断をしたんです

けども、そういった市有地を提供して産業廃棄物最終処分場が建設されるということが決まった暁にはこういうことをしてくれという陳情なのか、そのあたりの根本的な考え方がわからないので、ちょっとその辺を御説明いただけたらと思うんですけど。

○安田委員長 又野議員。

○又野議員 私が感じる範囲ですけれども、今回米子市が必要性と安全性を確認した上で市有地の提供を判断したということですので、この判断したという説明とかをちゃんとしてもらって責任が米子市にはあるんじゃないかという意味だと思っておりますので、最終的にできた暁ではなくて、今の段階で説明をしてもらったり、市民の声を聞く場を設けてほしいという意味だと私は解釈しております。

○安田委員長 三鴨委員。

○三鴨委員 賛同議員としての役割というのが、そういったことを含めて陳情者の本人の方に聞き取りをした上で賛同をしてこの場に臨んでいらっしゃるという理解なんです、私は。ですので、そこの部分の根本がはっきりしないと、どういった審査をしてどういう判断を下していいのかということの方が分かれてくるものですから、そこはしっかり確認を賛同議員としてはとっていただかないと、賛同議員としての役割を果たしていらっしゃるということにならないと思いますので、ちょっとその点の理解というのを。

○安田委員長 又野議員。

○又野議員 一応確認はさせていただいております、提出者の方もはっきりとこうっていうことを言われなくて、例えば説明会とか意見を言う場を設けてほしいんですかって言うと、そういうことなんですという感じでしたので、私はそういうふうに理解したということで、済みません、答えさせていただきましたが、一応連絡だけは、やりとりだけはさせていただいておりますので、失礼しました。

○三鴨委員 わかりました。ありがとうございます。

○安田委員長 ほかにありますか。

安達委員。

○安達委員 若干三鴨委員に重なるところがあるのでそこは触れずにいきますが、ちょっと当局に聞けるのかなと思うんですが、陳情第51号のところでは要旨があって、米子、大山を掲げてありますが、米子市としては万全の策を構築してほしいという記述がありますが、このことは当局はどのように受けとめておられますか、ここをちょっと当局としてお聞きしたいのですが、万全の策とはどのように理解しておられますか。

○安田委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 まず、イメージブランドというのは大切だということは当然市として考えておるところでございます。今回のケースにつきましては、一義的には、まず事業主体がどのように安全性なり必要性なりをきちんとPRしていただけるか、あるいは県にしてもそうですが、安全性をPRしていただいて説明していただいて、そういった風評被害が起きないようにしていただけるか、それに対して市のほうとしてもきちんと干渉していくということを考えているところでございまして、その状況を見ながら市としてできることがあればしていくわけですけれども、まずはそういった風評被害が起きないようにきちんと説明をしていただく役目は、やはり事業主体にあるというふうに考えております。

○安田委員長 安達委員。

**○安達委員** ブランドがありますとこう述べてありますし、重ねて言いますが、今、市有地を提供する先月までのやりとりで手続は終わったと思うんですが、そのところで今部長が言われるのは、今後この施設ができることによってブランドが風評を受けてブランドイメージが下がるので対応すべきという考えというふうにとったんですが、それでよろしいですか。万全の策というのは、今後、このところが非常に微妙に自分は、きょう説明があると思っていたんで、万全の策を構築してほしいという要望ですが、ここを押さえ聞いたかという点で説明がきょう受けとめられないので、このところをどう思うかが、今まではこうです、これからこうしたいという策を考えておられるか、もう一度確認します。

**○安田委員長** 又野議員、その辺は何か聞いておられますか。

(「僕は当局の見解を聞きたい。」と安達委員)

**○安田委員長** 当局よりこっちでしょ。

又野議員。

**○又野議員** 策自体っていうのは、提出者の方も特にこれというのはないんですけども、やはり市有地提供判断としては、米子市として、そのブランドイメージ、これが影響を与えること、これについてどのように考えてるのか、やはりそれに対しても何か対策をとってほしい、そういうことをこの陳情では言っていると私は考えております。なので、万全というのが、どのようなところまでというのは提出者の中ではなかったということです。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 済みません。処分場ができることによって環境に対する悪影響というのは本当に心配されてるということだというふうに思います、この陳情3件を通じて読み取れるのは。そういったところで、米子市として適切に判断していくというのか、対策も含めてやっていく上で米子市の環境審議会というのがございますね、そういったものが環境基本条例を見ますと、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査、審議するために置くんだというふうに書かれております。そうしたものでしっかりと状況というものを把握し、米子市として独自にやっぱり判断していくということが私は欠かせないと思うんですけども、そういった点はどういうふうにお考えでしょうか。

**○安田委員長** 朝妻部長。

**○朝妻市民生活部長** 何度か議論になったと思いますが、最終的にこの許可を判断するところは県でございまして、これから県が法手続にのっかっていろんな安全性等を検証されるところでございまして。市として、これを市の審議会にかけるとことは考えておりません。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** そういった姿勢がやっぱり市民の不安というか、そういうもの等をより助長するんじゃないかと。やっぱりしっかりと判断して自分で考えてやりなさいよというところが市に求められてるというふうに私は理解します。以上です。

**○安田委員長** まだまだ質疑があると思いますので、昼からまた再開をして質疑を受けたいと思います。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

**○安田委員長** 休憩前に引き続き民生教育委員会を再開をいたします。

陳情の質疑を再開いたします。

質問のある方は挙手してください。ないですか。

なら、ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様のご意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 私は、この3件、継続を主張します。

理由は2つあります。1つは、この3件とも、陳情の内容というか、趣旨がいま一步はつきりしない、曖昧なところがあるのではないかと私も思います。それに関連して、実は今回陳情者に話を私もちょっと聞いたんですけど、ぜひ意見陳述をして直接思いを述べたいというふうな希望は持ってたんですけど、どうしてもきょうの日程が合わずにきょうは意見陳述に来れないということでした。これ、もし継続になると12月の委員会で再度この陳情が議論されます。そのときに、12月議会の日程案が出てるので、一応ちょっとこの日になりそうだよということ聞いてみたら、この日だったらぜひ出かけたいたいというふうな意向も確認したので、まずこの陳情者の思いとか、この陳情の内容を直接話を聞いてから改めて審議するのがいいのではないかと思うのは、それが1つです。

もう一つは、3件とも米子市の責任を果たすようというふうに書いてます。先ほどの曖昧なことつながりますけど、その米子市の責任を果たすというのは、具体的に何を陳情者は要求してるのか、どういう思いなのかということに関して、今、状況は、米子市が土地の提供を承諾したという状況で、条件つきで県とか事業センターにちゃんと説明をすることという条件がついてます。それを受けて実際県とか事業センターがこれからどういう動きをするか。例えば県議会の答弁によると、県知事は、必要なときは地元に出かけて行って説明したいとか、そういうことも述べてます。だから今後の県とか事業センターの動きによって米子市の果たすべき責任もある意味で流動的なところもあるのではないかと考えて、そういったその辺の状況を見てから最終的に判断をしてもいいのではないかというのが2つ目の理由です。そういった2つの理由で継続を主張します。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 私は採択を主張したいと思います。本当に米子市民の安全とか健康を守っていくというやっぱり米子市としての責任をしっかりと果たしてもらいたいという思いからだというふうに理解しております。そういった意味で採択を主張したいんですけども、ただ、今、土光委員が継続ということ言われて、じっくり次回も含めて論議していくということであれば、その継続に対しては賛同したいというふうに思います。以上です。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** この3件につきましては、採択しないでお願いします。

理由といたしましては、まず50号につきましては、全体を通してですけど、市の責任という部分と陳情者の思いというところと具体的に何を陳情されてるのかというのが全体として私の中には見て取ることができません。そして50号につきましては、まず市民の声を聞くという姿勢につきましては、市としての行政の姿勢としてセンターや県に回答された中に市の姿勢があらわれていると私は考えております。

そして51号につきましては、ブランドのイメージが壊れるという前提での陳情であり

ますので、賛同いたしかねます。

そして52号につきましては、陳情者の思いはわかるのですが、私は、市として、また我々大人の未来に対する責任といたしましては、日常生活の上で必ず出てくる産業廃棄物についてのその事実と申しますか、そういった現実と、それからそれに対する対応をしっかりとしていけないといけない、また現在どのような対応がとられていっているのかというような正しい理解、情報発信ということが今のできる次世代への責任の果たし方だと考えておまして、市の責任を果たすというところはちょっと違うような気がいたします。賛同しないでお願いたします。

**○安田委員長** 安達委員。

**○安達委員** それぞれ3件ありましたですけれども、3件とも不採択です。

50号ですけれども、一括の中でいえば、きょう提出者が必ず来られるという前提で自分は委員会に出席したわけですが、事前に電話でも聞けるところは聞けるかなと思って、来られないのがわかったものですから。ただ、連絡が十分とり切れなかったために理由とか要旨とかは書き込んでありますけれども、なかなか読み取れんところがありまして、それぞれ3本ともそのように思っています。

それで、50号につきましては、いわゆる市の責務ということをおっしゃっていただけますけれども、今は米子市の責任を果たされて回答されたと思っておりますので、それはそのことの原因です。

それと、51号につきましては、先ほども当局に聞きましたですけれども、万全の策というのは、いろいろ今の段階で考えておられる策を講じてきてるし、今後も市政として取り組みをしていきたいと言われるところもありますので、ここは提出者の文章が伝わらない部分もあるので、ここも不採択です。

それと、52号ですけれども、今は県の判断に委ねるべき場面じゃないかなと思っておりますので、8月30日の時点ではこのような陳情を出されたかもしれませんが、その間、今は段階が変わってきておられますので、この文章要旨はなかなか読みづらいところがありまして少し理解が届かないところでありまして、不採択といたしました。

**○安田委員長** 三嶋委員。

**○三嶋委員** 50号から52号、3件につきまして、不採択、採択しないをお願いいたします。

理由ですけれども、米子市の責任というところをどう考えるかというのはいろいろ意見があるかと思っておりますけれども、現状ということであれば、土地提供に対して停止条件をつけて出しちゃったんですけれども、その成就に持っていくということがまさに米子市の責任を果たしていくということだろうと思っております。また、事業主体あるいは県が一義的な責任を負うという中で、まさに今、県の9月議会におきまして関連する補正予算が上がっておりまして、今度は県のほうは議会の議決というところできちんと議論がなされるものと考えておりますので、そういった状況を踏まえても、不採択、採択しないで考えております。以上です。

**○安田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 継続というような御意見もあったんですが、まずは一括ということでしたのでそれぞれについて別々にお話をさせていただくと、全体的には、それぞれ読んでみます

と、市の責任を果たすよという文が、先ほど三鴨委員もおっしゃってましたけど、入っております。

1つずつ分けてみますと、50号に関しては、これに関しましては全員協議会等々でもお話もあったと思いますし、本来ですとセンターさん、県のほうが主体になってくると思うんですが、市のほうでもこの土地提供に関しての説明も説明会の機会を設けられたというのを聞いておりますし、責任は都度都度しっかりととっておられるのではないかなと考えておまして、51号のほう、ブランドイメージというようなことがあったんですけど、まさに市のほうではそれぞれブランドイメージを構築している最中だと思いますので、ブランドを壊す前提でというようなお話もありましたけど、ちょっとこれは逆になるのではないかなと考えておまして、最後の52号、こちらに関しましては、いろいろと議論があるところではあるんですが、現段階におきましては、ちょっと市の責任と言われると、内容について、センターさんですとか県のほうもかかわってくるので、そちらのほうになるかと思っておりますので、不採択でお願いいたします。

ちょっときょうやりとりを聞いていて気づいたんですけど、賛同議員さんもいろいろと陳情を出された方がおられない中で苦勞もあったとは思いますが、来られないというのがわかっておられましたので、その時点でもう少し詳しく内容のところとか聞いていただけるともっと議論が深まるかなと思えました。これは余談ですけど、意見でございます。以上です。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 不採択ですね。責任を果たすというのは当たり前なんで、行政として、こういった内容にかかわらず果たしていただきたい、これはそう思うんですけど、今の段階での陳情であると、先がどうなるかわからないかという議論をしてみても、これもわからない話ですから今現在で判断するところによると、土地の利用に関しての承諾に関して附帯決議をつけてるところが市の責任だと思います。あの部分がいかに県なりセンターが履行するかというのを見ながら、今後進めていただく責任、いただきたいなと思ってますので、この陳情に関しては採択しないということ。

**○安田委員長** それでは、皆様から意見を述べていただきました。

ただいま継続審査という意見がありました。初めに継続審査についてお諮りをいたします。

本件について、継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手…岡村委員、土光委員]

**○安田委員長** 賛成少数であります。

それでは、改めて採決をしたいと思えます。

一括で審議をしてきたわけですけども、1本ずつ採決したほうがいいでしょうか、一括でもよろしいでしょうか。

[「一括で」と声あり]

**○安田委員長** 一括でいいですか。

[「はい」と声あり]

**○安田委員長** では、一括で採決をさせていただきます。

陳情第50号、市民の声を聞くことに関連して、産業廃棄物最終処分場計画地の市有地

提供について、米子市の責任を果たすよう求める陳情、陳情第51号、「米子」、「大山」、「淀江」ブランドに関連して、産業廃棄物最終処分場計画地の市有地提供について、米子市の責任を果たすよう求める陳情、陳情第52号、次世代の人々に関連して、産業廃棄物最終処分場計画地の市有地提供について、米子市の責任を果たすよう求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…岡村委員、土光委員]

**○安田委員長** 賛成少数であります。よって、3件の陳情については、採択しないことに決しました。

先ほど不採択と決しました陳情第50号、51号、52号については、委員長審査報告書に記載する意見の取りまとめを行いたいと思います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして各委員に御確認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○安田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、市民生活部から1件の報告を受けます。

第10回中海会議の「中海の水質及び流動会議」及び「中海・覆砂ワーキンググループ」について、当局からの説明を求めます。

福田市民生活部次長。

**○福田市民生活部次長兼環境政策課長** そういたしますと、8月6日に開催されました第10回中海会議の中の水質及び流動会議及び覆砂検討ワーキンググループの開催結果について御報告いたします。

お手元の資料の3ページをごらんください。3ページの下線で囲まれたところですが、参考として、中海の地点別水質経年変化比較の表がございます。左から順に、COD、全窒素、全リンの3項目について調査結果を色分けしたものでございます。上の欄ですけれども、過去平均で期間が平成21年度から25年度までの5年間のもの、下の欄が平成30年度の調査結果でございます。色分けですけれども、青色が環境基準達成区域、黄色が水質保全計画の目標値達成区域、赤色が水質保全計画の目標値未達成区域でございます。上の欄と下の欄を比較しますと、3項目として平成30年度は上の過去平均に対しまして青色と黄色の部分が広がっておりまして、中海全体といたしましては水質の改善が進んでいるということが見て取られます。

平成30年度の窒素及びリンについてでございます。いずれも島根県側の大橋川河口付近と鳥取県側では米子湾で赤色が残っておりまして、この区域では水質保全計画の目標値が達成されておられません。その理由でございますけれども、河川からの自然系の流入負荷による影響が大きいことや、地形的に米子湾の水の流れが悪いことなどが影響していることが上げられます。

次に、(3)の赤潮の発生状況でございます。年によって発生回数に差はあるものの、その範囲につきましては、下の図をごらんいただくとわかりますように、徐々に狭まってきたおりまして、平成30年度におきましては、ちょっとわかりづらいんですけれども、米子湾のあたりなどに部分的に赤色が残っておりますが、発生箇所につきましてはかなり

局所的になっております。

次に、5ページをごらんください。2、湖沼水質保全計画の進捗状況でございます。(1)の生活排水対策でございます。公共下水や農業集落排水施設などの生活排水処理施設の整備状況でございます。平成30年度の普及率につきましては、左側の表が島根県でございまして、目標値と同じく93%、右側が鳥取県でございます。目標値88%に対し90%となっております、ともに目標が達成されております。

次に、(2)流出水対策でございます。流出水対策といたしましては、おおむね計画どおりだったようですが、道路側溝等の清掃であったり、治山施設の建設など一部未達成の項目がございます。

次に、6ページをごらんください。3、湖内対策でございます。湖内対策といたしましては、自然浄化機能の回復のための(1)の浅場造成・覆砂の取り組みと、窒素とカリンを湖外に排出するための(2)の海藻の利活用の取り組みが行われております。浅場造成・覆砂についてでございますけれども、事業開始年度が平成16年でございます。全体計画としては、整備延長が14.4キロメートル、そのうち昨年度末で10.1キロが整備済みでございます。事業の進捗率といたしましてはおよそ70%という状況でございます。事業効果につきましては、米子湾のモニタリング結果により、そこに表が掲載されておりますが、窒素及びリンなどの栄養塩の溶出抑制効果が確認されているところでございます。

次に、7ページでございます。ここからが中海・覆砂検討ワーキンググループの検討結果になります。

ページをめくっていただきまして、一番最後のページをごらんください。15ページでございます。ここに覆砂検討ワーキングのまとめが記載されております。(1)でございます、汽水湖としての特性でございます。中海の特性といたしましては、塩分濃度の差により水深4メートル付近を境として上下2層構造となっております。このことによりまして、表層と底層では異なった影響を受けるとされております。

次に、(2)底質及びくぼ地が水質に与える影響評価でございます。3点ございまして、1点目、表層への影響については流域からの影響が最も大きいとされてございまして、およそ80%を占めていると。ただ、底層及びくぼ地からの影響は少ないということでございます。2点目でございます。米子湾は他の地点に比べるとくぼ地からの影響が比較的高いとされております。3点目でございます。13カ所あるくぼ地のうち、彦名沖、それから弓浜干拓沖の2カ所のくぼ地、これらが水質に与える影響が比較的大きいとされております。

次に、(3)底質対策手法の検討でございます。こちら3点でございます。1点目としまして、浅い水域での覆砂は透明度の向上であったり、サルボウガイ、いわゆるアカガイなどの生息の場となることにより洗浄化機能の回復が期待できるとされております。2点目でございます。くぼ地の埋め戻しやくぼ地の覆砂、水深4メートル以上の深場の覆砂、要は深い部分での覆砂でございます、こちらについては、施工後に新たな堆積物が堆積することから水質改善効果の持続性に課題があるとされております。次に、3点目でございます。底質対策に用いる土砂の条件についてでございます。浅場造成や覆砂事業で使用されました石炭灰造粒物を用いるなど無機質であることであったり、濁水対策、要は濁りを広げないための対策が必要とされております。

最後に、(4)の課題でございます。覆砂による水質浄化につきましては、現時点でシミ

ュレーションによるこれ以上の詳細な検討は困難であり、検討するに当たっては、新たな知見であったり、地形データなどの蓄積が必要とされております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見等はございますか。

安達委員。

**○安達委員** 初めてこの委員会に構成メンバーとして入ってきたんですけども、どげな話って言うと申しわけないんですが、このワーキンググループには環境省の方の関与というのは入ってるんですか、メンバーに入っておられるんですか、入っておられない、メンバー構成。

**○安田委員長** 福田次長。

**○福田市民生活部次長兼環境政策課長** 環境省がメンバーに入ってるかということでございますね。環境省といたしましては、中四国地方環境事業事務所の所長さんが参加されております。中海会議っていうのが本会議以外にそれまでに段階的に会議があるんですけども、その中で環境省の参加につきましては、中海会議の本会議にオブザーバーとして1名参加しておられます。

**○安田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 分析がずっと出て今回の報告にある中で、総じて場所場所によってまだ課題があるとかっていう報告があったんですが、改善が図られてるっていう評価の数値も出てきたって言われるんですが、そのことと目線を変えていったら、さっき課長が後半で言われたんですが、アカガイの繁殖とかその辺は分析の中には出てこないんですが、水質は分析結果の今説明を受けたんですが、アカガイが非常に繁茂してるとか成長が見られるとか、いろんなところでたくさん稚貝とかが成長してるよというようなことはないんですか。そこはちょっと報告にないならないですし。

**○安田委員長** 福田次長。

**○福田市民生活部次長兼環境政策課長** 中海会議の中におきましては、水産物の漁獲量とか、そういった報告はございません。

**○安田委員長** いいですか。

**○安達委員** はい。

**○安田委員長** ほかにありますか。

岡村委員。

**○岡村委員** 3ページ目で説明があったんですけども、上のほうの段で水質の経年変化ということで、特に全窒素とか全リンなんかを見た場合、米子湾での値がよくないという状況の中で、説明で米子湾の水の流れが悪いからというふうに言われたと思うんですけども、じゃあ、この水の流れをよくするための施策というのはどういうふうなことで展開されるのかということをお聞きしたいんです。

**○安田委員長** 福田次長。

**○福田市民生活部次長兼環境政策課長** 米子湾の水の流れについてですけども、これを地形的によくするということは難しいといえますか、現実的にできないものかなと考えますが、そういった検討は今のところされておられません。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 地形的に何か変えていくというふうにするのはとても無理な話だというふうに私も思うんですが、それでは、水の流れが悪いという原因だということを書いて、それに対して何も改善策を施さないのかということだと思うんですけども、そこら辺はどういう論議になってるんでしょうか。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 水の流れの悪いところをどうするかということでございますけれども、これは米子湾に限らず深場であったりとか、あと干拓地を造成する際にできたしゅんせつによるくぼ地でございます。そういったところも中海の水質の特性として塩分濃度の違いによって2層構造になっていて、その水深の深いところってというのはどうしても水の流れができなくて無酸素状態になってしまうということがございます。したがって、米子湾の水の流れが悪いのもそうなんですけれども、その深い部分での水質改善の対策というのは、これまで覆砂による対策が検討されてきたところですけども、その効果については持続性が期待できないということで今回報告を受けているところでございます。ただ、今後どうしていくかにつきましては検討課題ということになっております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 そういった今後の検討課題というふうにさっき最後は締めくくられましたけど、そのところをやはりしっかりと論議していくということがこの中海会議の責務だと思います。そういったところで、一部分では環境基準が適用される表層への影響とか底層への影響とかという形の言い方をされとるんですけども、そういった点で、じゃあ覆砂とか浅場の埋め戻しとかということが言われるんですが、その辺の表層だけにとらわれず、底層の部分をどうするのかということをしかりとやっぱり対策として打ち出していけるような会議にしていきたいという要望をしたいと思います。

○安田委員長 ほかに意見、質問ありますか。

渡辺委員。

○渡辺委員 今回、中海会議の報告ですから、水質及び流動の会議、覆砂のワーキンググループということですから内容的にはこれだとは思いますが、先ほど議論にもなっているんですけど、おおむね水質は、ところによってはあれですけど、回復してるというのはわかるんですけど、米子市のスタンスというのは、今までもこれからもそうなんですけど、いわゆる堤防の開削という問題がずっと米子市としては、これは島根県がいいと言うか悪いと言うかは別としてもあるとは思いますが、その辺のスタンスというのは今どういうふうに考えておられるかを聞きたいんですけど。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 その点につきましては、昨年の会議でも市長のほうからも発言がありましたが、場合によってはそういった開削ということも必要ではないかという提案は出させていただいておるところですけども。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 場合によってはという形でしたっけ、米子市議会も含めて米子市は。もともと求めるんじゃないんですか、ずっと継続して。そういう中で、覆土をやったりいろいろ

藻場をつくったりしてる中で、これどっちにしてもほぼほぼ全部島根県ですから、大海崎のあたりも。ですから島根県がうんと言わなきゃ切れないのはわかってるんですけど、そういう中でも米子市はそうだったと思うんですけど、ちょっと確認できれば。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 失礼しました、誤解を招くような表現で。開削については、市長からもそのスタンスでお話をさせていただいています。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 要は、どこまでいったらいいかという話なんだと思うんですね。この会議の結論を聞くと、だんだんよくなってるというのはよくわかるんですけど、目指すものがどこかというので島根県とも合意がとれるのかということですよ。米子湾の問題もそうなんですけど、民間では泳げる中海とかいろいろやっておられますけど、どこを市として目指して今も会議に臨んでるかというのはやっぱりしっかり主張しないと、米子市議会も、堤防の開削はしてもらいたいんだというところは動いてないような気はするんですけど、最近ちょっとあれなんで、これはそこら辺を要望しておきます。

○安田委員長 いいですね。

奥岩委員。

○奥岩委員 8ページと10ページのところの全窒素、全リンのところ、米子市側のほうで話をするんですけど、1カ所、目標値未達成のところがあるんですけど、こちらの要因とかはどう分析されて、今後どうされますか。読んでみると、効果の持続性がある浅場造成か掘削かというので毎年こういう書き方がしてあると思うんですけど、その辺のところをもうちょっと教えてください。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 米子湾についてということによろしいでしょうか。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 8ページと10ページのところの赤枠の平成30年度の水質目標未達成の米子湾のT3のところについてです。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長（環境政策課） 水質目標を満たしていない窒素、それからリンについてなんですけれども、場所としては、島根県側の大橋川河口付近とその沖合、それと米子湾ということでございます。現時点では浅場造成と覆砂が効果が期待できるということで、それが進められているところでございます。ただ、それをやったからといって米子湾の水質が明らかに改善されるかということには疑問が残るところでございます。現在どういったことが大きな要因かということを考えてときに、自然系の流入負荷による影響が大きいということでございます。それは何かといいますと、河川を通して入ってくるごみであったりとか、あと雨が降ったときに道路側溝にたまった例えば極端に言えば油のようなものだったりとか、そういったものの影響が大きいということが言われております。ただ、現時点では、中海会議の中でそういった検討はされておりませんで、今後の中海会議の中で検討を進めるに当たって、例えば河川からのごみの流入をどのように減らすとか、あと本当にその影響かどうかということを確認するための検討を進めていくという

ようなことを考えているところでございます。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 ちょっと補足させてやってください。

流入対策ですけれども、これにつきましては、河川のしゅんせつですとか、あるいは水田の田植え時期の水張りを抑えてそういった泥等が流入しないようにという対策をこれにつきましては尚徳のほうで実際にやっていただいておりますし、そういった形での流入水対策については実際にやっているところでございまして、さらにその上にどういった対策をしていくかというのが今後の課題ということでございます。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 理解いたしました。いろいろここに書いてある以上には取り組まれているということですね。ちょっとそれがもう少しわかりやすかったらと思います。

一番最後のところで、3年間の検証が終わりましてということで、これ以上の詳細な検討は困難であるため新たなというようなことが書いてあるんですけど、今後はどういうふうにされますか。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 今後の検討課題等でございますけれども、そのことにつきましては、第7期の計画を策定するに当たって、現在、鳥取県、島根県で調整中といいますか、検討中でございます。

○安田委員長 いいですか。

○奥岩委員 はい。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 15ページの中の記述で、(2)底質及びくぼ地が水質に与える影響評価で①、②、③つてあります。例えば①に関しては、中海全体で表層の水質がどのくらい影響を受けるかということが書いてるのは、それはわかります。②は米子湾がということですけど、これも表層についての記述なんですか。同様に言って、③も水質目標を達成していない地点で各くぼ地が水質に与える影響と水質と書いてるんですけど、これは表層についての記述だと思っていいんでしょうか、そこがちょっとはっきりしないんで。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 (2)の中の記述が表層についてのことかどうかということでございますけれども、これは表層に対する影響について記載されたものでございます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 わかりました。だから②、③水質という言い方をしてるけど、これは表層の水質というか、そう理解していいわけですね。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 そのようなことです。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、これはわかればでいいんですけど、②で米子湾の表層のこと、くぼ地からの影響が相対的に高いというふうに書いてるんですけど、①で具体的に数値が例えばくぼ地からだから一、二%と数字を上げているんですけど、②で比較的高いというの

は、これどのぐらいの数値かというのがわかればお願いします。

○安田委員長 わかりますか。

福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 失礼しました。先ほど表層に与える影響のみというふうにお答えしましたが、訂正をさせていただきます。お手元の資料の8ページ、10ページでございますけれども、そこに記載がありますように、表層、底層それぞれについて解析がされておりまして、ここの15ページで言われている部分につきましては底層も含めたものであるというふうに考えます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 数値もここも見ればわかりそうな表記です。もう一つ、表層とか底層でこの資料を見ると、底層は水深から4メートル以下のところが底層、逆に言うと、表層というのは水深が4メートルまでのことを表層というふうに呼んでるんですか。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 表層、底層の分けですけれども、水深4メートルで水質が分かれているということで、それをもって表層、底層というふうな表記がされてるんですけれども、例えば水深が3メートルの場合どうなるのかとかそういったこともございます。なので、明確に水深がどこまでが表層、底層ということではなくて、ざっくりと水深4メートルで分けてそれより上を表層、それより下を底層と言ってるというふうに理解を……。

(「済みません、委員長」と声あり)

○安田委員長 大峯環境政策課環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 水質測定をする際の採水をするポイントは、表層が水面から0.5メートル、それから底層のほうは湖底から1メートル、その部分でのサンプルをとったデータです、この表層、底層といいますのは。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると、ここで言う表層の水質云々かんぬんというのは、50センチ下のとこの水の水質というふうに理解すればいいわけですね。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 はい。

○安田委員長 いいですか。

ほかにありますか。

ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩をいたします。

執行部の入れかえをお願いをいたします。

午後1時42分 休憩

午後1時44分 再開

○安田委員長 それでは、民生教育委員会を再開をいたします。

議案第71号、米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

塚田長寿社会課長。

○塚田長寿社会課長 議案第71号、米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について御説明を申し上げます。

資料 1、4 ページをお開きください。

(「議案でなくて議運のときの資料」と声あり)

このたびの条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、災害援護資金の貸し付けに係る償還免除の対象要件の拡大、償還免除、償還猶予の判断に必要な収入または資産の報告や調査権限を市町村に付与することなどの見直しに伴いまして改正しようとするものでございます。なお、災害援護資金貸し付けとは、災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しのために貸し付けするものです。

主な改正内容でございますが、災害援護資金の償還に関し、従前から法律及び政令の規定を適用している 4 つの事項に報告等をつけ加え、また、それらの引用条項を改正後の条項に修正するものです。これにより市町村が償還免除等の可否を判断するために貸し付けを受けた本人または保証人の収入や資産についての報告を求めることができ、また、官公署に対して必要な文書の閲覧や資料の提供を求めることができるようにするものでございます。また、償還免除の対象範囲が法改正により破産の場合も含まれることになり、借り入れ世帯の生活再建の改善を図るものでございます。

なお、この条例につきましては、公布日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** ないようですので、討論はありますか。ないですか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** 別にないようですので、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

議案第 7 1 号、米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 7 2 号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

池口子育て支援課長。

**○池口子育て支援課長** 議案第 7 2 号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料 1 の 5 ページをごらんください。改正内容は大きく 2 つございます。1 つは、幼児教育・保育無償化に伴う所要の整備、2 つ目は、特定地域型保育事業に係る特定教育・保育施設との連携に関する基準の見直しです。

まず、幼児教育・保育無償化に伴う整備についてですが、10 月から 3 歳から 5 歳まで

の子どもの保育所等の利用料が無償となります。これにより特定教育・保育施設では満3歳未満の子どもに係る利用者負担額に限り、保護者から支払いを受けることといたします。また、3歳から5歳までの子どもにつきましては、新たな保護者から副食費をお支払いいただきますが、低所得者世帯の子どもと国の基準で3人目以上の子どもについては副食費の支払いは免除といたします。

次に、特定地域型保育事業における特定教育・保育施設等との連携に関する基準の見直しについてです。特定地域型保育事業者等が代替保育を行う連携施設として認定こども園、幼稚園または保育所を確保しなければならないこととなっておりますが、これらの施設の確保が著しく困難であって、所定の要件を満たすと市長が認める場合には小規模保育事業A型事業者等を代替保育の連携施設にかえることができることとするものです。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上が条例の一部改正についての御説明になります。よろしくお願いいたします。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岡村委員。

**○岡村委員** 消費税増税によってそういった子育て支援という形でやられる部分があるわけですが、ちょっとお伺いしたいのが、副食費、そういったものについて徴収する自治体と徴収しないというふうな自治体というのが全国でもいろいろ出てきているわけですが、県内の状況っていうのはわかりますでしょうか。

**○安田委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 鳥取県内では、智頭町、八頭町、日南町、日野町、江府町、岩美町さんが全額免除されるというふうに聞いております。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 県内5町がそういうふうな形で全額免除という形にしているわけですが、本当にそういったところで子育て支援をしていくという姿勢というのがあらわれてるというふうに感じました。

それと、2番目のところでお伺いしたいんですけれども、代替保育の連携施設の確保が著しく困難であってという形で、小規模保育事業A型事業者等を代替保育の連携教育を行うものとして確保することをもって連携施設の確保にかえることができるというふうな書いてあるわけですが、具体的に米子市内でこういったケースというので、もう確保が難しい、何とかならんかというふうな事例っていうのはあったんでしょうか。

**○安田委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 現在のところは伺ってはおりませんが、連携施設というのは1カ所と限定されてるわけではございませんので、範囲を広げることによって連携施設というのを御用意いただくことが安心につながるというふうに考えております。

**○安田委員長** いいですか。

**○岡村委員** いいです。

**○安田委員長** ほかにありますか。

安達委員。

**○安達委員** 条文がこれこれが少しわからないので説明を求めるんじゃなくて、公布日か

らこのものが発効するという条例改正なんですけれども、施設によったり保護者によって私は無償化になるかならないかというのがまだまだ混乱してるように聞かっているのがちょっとニュースできょう見とったらあったんですが、その辺の告知、広報の仕方っていうのは今あるのか、もうやっておられるのか、ちょっとそこを教えてください。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 対象となる世帯には個別にシールメールですけども、はがきで通知をさしあげておりますし、園を通じてチラシをお配りしたり、あと公立保育園や幼稚園に関しては園のほうに伺って説明会を開いたりということをしております。

○安田委員長 いいですか。

○安達委員 はい。

○安田委員長 ほかに意見がありますか。

では、これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 別にないようですので、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

議案第72号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

池口課長。

○池口子育て支援課長 では、資料1の7ページをごらんください。議案第73号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例についてです。これは令和2年3月31日をもって米子市すみれ保育園を廃止するため、児童福祉施設条例を改正しようとするものでございます。

すみれ保育園は、災害時等における園児の安全を最大限考慮し、今年度をもって閉園することとしております。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上が御説明でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○安田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岡村委員。

○岡村委員 じゃあ、今現在すみれ保育園には何歳児が何人入園されてるんですか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 年長児、5歳児さんですけども、3人いらっしゃいます。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 年長児さんということは、来年春卒園されるという方ということで理解していいですか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 はい、そのとおりでございます。

○岡村委員 わかりました。

○安田委員長 いいですか。

ほかにはありますか。

渡辺委員。

○渡辺委員 そのことが聞きたかったんですけど、要はもうそういうことで3人しか残っておられないということなんですよね、多分。それで、1園なくなるっていうことなんですけど、今後これは合併の関係でまた同一地域には建っていくんだろうとは思いますが、市内の保育園の定数というのは足りているんですか、量は。いわゆる待機とかいろいろあるんですけど、全体的には足りてるということですか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 ことしの4月1日時点では待機児童は発生しておりません。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと聞きたかったのは、潜在的ないろいろなニーズもあるんでしょう。なぜこれを伺うかっていうと、民間の保育所の人から聞くんですけど、なかなか米子市は増員の希望を出しても通らないって伺うことがあるんですよ。保育士の手配にしても、今年度はだめなら来年度はって言うとなかなか、民間保育園でいくと経営が成り立たないって言われて私なんかも相談を受けるところがある。そういった実態はないんですよ。いわゆる例えばA保育園が今20ですけど、30にしたい、保育士の問題というのが出てきますね、どうしても、そのかわり、それはいろんな系列があるからそっちへ持っていきまわすって伺っても通らないことがよくあるっていうんで、もう完全に米子市の市の姿勢として、今回このすみれはなくなるんですけど、足りてるんでこれ以上ふやしたくないのかなっていうことを聞かれることがあるんです、私なんかね。最近もあったんですけど、そういう実態なんですかっていうのをちょっと聞きたいんです。断っておられますよね、大体わかるでしょ。

○安田委員長 湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 昨年の10月1日の待機児童の関係の御報告を委員会のほうでさせていただいたときにもお話し申し上げたんですけども、基本的に昨年も待機児童が出ているのが年度中途のゼロ歳児、育休明けの方の枠がその時点ではやはり保育士の確保が難しかったりして、定員といいますか、受け入れ枠としてはあったとしても保育士の確保ができないという状態で、待機児童が発生していくというふうに御説明をさしあげております。ですので、その定員のところで例えば年齢の高い層、3歳、4歳、5歳のあたりになりますと、定員枠としては米子市内ではもうほぼ充足しているのではないかとということで、そのあたりでちょっと例えばそういった御相談があったときに、こちらのほうで調整させていただいている事例があるかもしれません。今必要なゼロ歳児、低年齢の枠というところにつきましては、今ちょっと現状も見ながら保育士の確保とのバランス、そこを見ながらの定員の調整ということにさせていただいているところでございます。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ということは、充足してるということですか、もうこれ以上、いわゆる市立は今の状態でいくとどんどん統廃合に向かっていくんでしょうけど、私立がどんどんふやそうとしても、市としては余りもう認めないというスタンスですか。

○安田委員長 湯澤局長。

○湯澤こども未来局長 そこは、ちょっと今後の児童数といえますか、全体的な人口の減というのも影響してくると思うんですけども、施設自体の新規の整備とか、そういうことでの定員増というのは現状ではちょっと考えていないというところはございます。

○渡辺委員 きょうはこれぐらいにします。すみれですからね。

○安田委員長 ほかに質疑はありますか。

なら、これより討論に入ります。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第73号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

池口課長。

○池口子育て支援課長 同じく資料1の7ページをごらんください。議案第74号、米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部改正により創設されました子育てのための施設等利用給付に関し、既存の子どものための教育・保育給付と同様の罰則を適用させるほか、所要の整備を行うため改正しようとするものでございます。

改正内容についてですが、子育てのための施設等利用給付に関し、当該施設及び利用者に市が報告を求めた場合等において、正当な理由なしに報告等をしない、または虚偽の報告等をした者に10万円以下の過料に処することとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上が御説明でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○安田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 別にないようですので、討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

議案第74号、米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩をいたします。

午後2時02分 休憩

午後2時38分 再開

○安田委員長 民生教育委員会を再開をいたします。

委員派遣についてを議題といたします。

まず、行政視察について協議をしたいと思います。

現在、10月の28日から30日の予定で今組ませていただいておりますが、何か苦戦をしておるみたいですので、当局のちょっと説明をしていただきたいと思います。

はい。

○安東議会事務局主任 失礼します。私のほうから視察について御説明させていただきます。

日程につきましては、前回決めていただきましたとおり、10月28日月曜日から2泊3日の行程で予定しております。10月28日、初日ですけれども、まず愛知県の高浜市、こちらのほうの内容が、AI活用による介護サービス計画についてというところで視察のほうが対応可能ということで承諾を得ております。2日目が10月29日午後からになるんですけども、岐阜市、ここでは、前回矢田貝委員のほうから御提案ありました子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”についてというところで承諾を得ました。最後、3日目ですけど、10月30日、これは午前中になりますが、愛知県北名古屋市においてコミュニティ・スクールの取り組みについて、以上この3つについてそれぞれの自治体に承諾を得ております。これに基づいて詳細の日程等をこれから作成させていただいて、後日皆様のほうにそういった行程表でありますとかというところを御案内をしたいと思っております。

また、それに当たりまして、それぞれの自治体に対しまして詳細な質問項目等を事前にいただきたいということで先方が言っておられますので、それぞれにつきまして質問事項を委員の皆様から頂戴したいと思っております。期限については、向こうのほうからの回答のこともありますので、ちょっと早いですが、2週間後の10月9日水曜日午後5時までに事務局のほうに一度御提出のほうをお願いできたらこの後の段取りが間に合うかと思っておりますので、その旨でいま一度お願いできたらと思っております。

また、先ほど私が冒頭で申し上げた分につきましては、別途、委員の皆様にも先ほど申し上げた内容をメールでも送らせていただこうと思っております。

○安田委員長 資料の配付もお願いします。視察先とか、それから内容についての。

○安東議会事務局主任 はい。

○安田委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○安田委員長 なら、済みません、ちょっと焦りますけれども、9日の午後5時までということで質問事項をお願いできたらと思っております。

もう1点あります。次は、NPO法人西部ろうあ仲間サロン会の活動視察についてを協

議をしたいと思います。

日程調整をした結果、11月の11日しか日程の合う日がなかったことから視察日をこの日に決めたいと思いますけれど、よろしいでしょうか。

11月の11日、時間についてはちょっと事務局から詳細については説明させます。では、よろしくをお願いします。

**○安東議会事務局主任** 失礼します。先ほど委員長のほうからありましたように、11月11日月曜日、先ほどその日程を申し上げましたが、西部ろうあ仲間サロンのほうの活動というのが月曜日にそういった交流事業をされてるところで、もともとその交流事業なり、そういった事業のやってる風景なりその様子を見ていただきたいというのが当初にありましたので、そういったことで日程のほうを調整させていただいたところ、11月の11日月曜日、時間帯が、月曜日になっているというところなんですけども、10時から午後3時まで活動されてるところで伺ってます。大体が午前中のほうが学習の要素を含んだ手話の練習ですとか、そういった講習を含んだような形の交流がメインにされておられます。また、昼からは、その集まった方々、利用者さんが集まった中で料理して、それを食べながら雑談的な交流をされてるところで伺っております。

その中のいずれでも見ていただけたらということによっておられるんですけど、そういった学習の要素なんかを含んだところもできれば見ていただきたいなということも言っておられまして、限られた時間にはなるんですけども、もしそのあたりの午前中、午後どちらかでも見に行きたいというようなお声があるようでしたら、そちらのほうで再度調整をさせていただきたいと思いますし、そのあたり、今ちょっと簡単に申し上げたところではあるんですけど、いかがでしょうか。

**○安田委員長** 今説明があったとおり、時間帯は10時から午後3時ぐらいで、活動を主にしているのは午前中ということですので、午前中をメインにちょっと考えたいと思います。詳細については、また決まりましたら、改めて皆さんのほうに御通知をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○安田委員長** なお、その際に、委員以外の方にも案内をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安田委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

以上で民生教育委員会を閉会をいたします。御苦労さまでした。

**午後2時44分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 田 篤